

地方交付税法等の一部を改正する法律案 新旧対照条文

目次

一	地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）（第一条関係）	1
二	特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）（第二条関係）	70
三	地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）（第三条関係）	74
四	地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）（第四条関係）	79

地方交付税法等の一部を改正する法律案新旧対照条文

地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）の一部改正（第一条関係）

※ 「現行」は、地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（令和二年法律第 号）第一条による改正後のもの

（傍線部は改正部分）

改正案		現行	
（測定単位及び単位費用） 第十二条 地方行政に要する経費のうち各地方団体の財政需要を合理的に測定するために経費の種類を区分してその額を算定するもの（次項において「個別算定経費」という。）の測定単位は、地方団体の種類ごとに次の表の経費の種類に掲げる経費について、それぞれその測定単位の欄に定めるものとする。		（測定単位及び単位費用） 第十二条 地方行政に要する経費のうち各地方団体の財政需要を合理的に測定するために経費の種類を区分してその額を算定するもの（次項において「個別算定経費」という。）の測定単位は、地方団体の種類ごとに次の表の経費の種類に掲げる経費について、それぞれその測定単位の欄に定めるものとする。	
道府県	地方団体の種類	道府県	地方団体の種類
一〇七略	経費の種類	一〇七略	経費の種類
八 補正予算償還費	測定単位	八 補正予算償還費	測定単位
平成四年度から平成十年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金		昭和六十二年度から平成十年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	
平成十一年度から平成十四年度まで及び		平成十一年度から平成十四年度まで及び	

九 地方税減収補填償還費	平成十六年度から令和元年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額 地方税の減収補填のため平成十一年度から令和元年度までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額
十 臨時財政特例償還費	臨時財政特例対策のため平成十一年度及び平成十二年度において特別に発行を許可された地方債の額
十一 財源対策償還費	平成十一年度から令和元年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額
十二 減税補填償還費	個人の道府県民税に係る特別減税等による平成六年度から平成八年度まで及び平成十一年度から平成十八年度までの各年度の減収を補填するため当該各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額
十三 臨時財政対策償還費	臨時財政対策のため平成十三年度から令和元年度までの各年度において特別に
九 地方税減収補填償還費	平成十六年度から平成三十年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額 地方税の減収補填のため平成十年度から平成三十年度までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額
十 臨時財政特例償還費	臨時財政特例対策のため平成十年度から平成十二年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額
十一 財源対策償還費	平成十年度から平成三十年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額
十二 減税補填償還費	個人の道府県民税に係る特別減税等による平成六年度から平成八年度まで及び平成十年度から平成十八年度までの各年度の減収を補填するため当該各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額
十三 臨時財政対策償還費	臨時財政対策のため平成十三年度から平成三十年度までの各年度において特別に

市町村	
一〇 略 九 補正予算償還費 十 地方税減収補填償還費	十四 東日本大震災全国緊急防災施策等償還費 十五 国土強^{じん}靱化施策償還費 起すことができることとされた地方債の額 平成二十三年から令和元年度までの各年度において東日本大震災全国緊急防災施策等に要する費用に充てため発行について同意又は許可を得た地方債の額 令和元年度において国土強靱化施策に要する費用に充てため発行について同意又は許可を得た地方債の額
平成四年度から平成十年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てため発行を許可された地方債に係る元利償還金 平成十一年度から平成十四年度まで及び平成十六年度から令和元年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てため発行について同意又は許可を得た地方債の額 地方税の減収補填のため平成十一年度から令和元年度までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額	

市町村	
一〇 略 九 補正予算償還費 十 地方税減収補填償還費	十四 東日本大震災全国緊急防災施策等償還費 起すことができることとされた地方債の額 平成二十三年から平成三十年までの各年度において東日本大震災全国緊急防災施策等に要する費用に充てため発行について同意又は許可を得た地方債の額
昭和六十二年から平成十年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てため発行を許可された地方債に係る元利償還金 平成十一年度から平成十四年度まで及び平成十六年度から平成三十年までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てため発行について同意又は許可を得た地方債の額 地方税の減収補填のため平成十年度から平成三十年までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額	

十一 臨時財政特例債償還費	臨時財政特例対策のため平成十一年度及び平成十二年度において特別に発行を許可された地方債の額
十二 財源対策債償還費	平成十一年度から令和元年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額
十三 減税補填債償還費	個人の市町村民税に係る特別減税等による平成六年度から平成八年度まで及び平成十一年度から平成十八年度までの各年度の減収を補填するため当該各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額
十四 臨時財政対策債償還費	臨時財政対策のため平成十三年度から令和元年度までの各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額
十五 東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費	平成二十三年度から令和元年度までの各年度において東日本大震災全国緊急防災施策等に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額
十六 国土強靱化施策債償還費	令和元年度において国土強靱化施策に要する費用に充てるため発行について同意

十一 臨時財政特例債償還費	臨時財政特例対策のため平成十年度から平成十二年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額
十二 財源対策債償還費	平成十年度から平成三十年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額
十三 減税補填債償還費	個人の市町村民税に係る特別減税等による平成六年度から平成八年度まで及び平成十年度から平成十八年度までの各年度の減収を補填するため当該各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額
十四 臨時財政対策債償還費	臨時財政対策のため平成十三年度から平成三十年度までの各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額
十五 東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費	平成二十三年度から平成三十年度までの各年度において東日本大震災全国緊急防災施策等に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額

2 略

又は許可を得た地方債の額

測定単位の数値の算定の基礎		表示単位
種類	測定単位の数値の算定の基礎	単位
一〇三十九 略	(1) 国庫の負担金を受けて施行した災害復旧事業に係る経費又は国の行う災害復旧事業に係る負担金に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（平成二十三年から令和元年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債で総務大臣の指定するものを除く。）の当該年度における元利償還金及び国庫の負担金を受けないで施行した災害復旧事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（平成二十二年から令和元年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債で総務大臣の指定するものを除く。）の当該	千円
四十 災害復旧事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金		

3 前二項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、それぞれ中欄に定める算定の基礎により、下欄に掲げる表示単位に基づいて、総務省令で定めるところにより算定する。

2 地方行政に要する経費のうち個別算定経費以外のものの測定単位は、道府県又は市町村ごとに、人口及び面積とする。

測定単位の数値の算定の基礎		表示単位
種類	測定単位の数値の算定の基礎	単位
一〇三十九 略	(1) 国庫の負担金を受けて施行した災害復旧事業に係る経費又は国の行う災害復旧事業に係る負担金に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（平成二十三年から平成三十一年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債で総務大臣の指定するものを除く。）の当該年度における元利償還金及び国庫の負担金を受けないで施行した災害復旧事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（平成二十二年から平成三十一年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債で総務大臣の指定するものを除く。）の当該	千円
四十 災害復旧事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金		

3 前二項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、それぞれ中欄に定める算定の基礎により、下欄に掲げる表示単位に基づいて、総務省令で定めるところにより算定する。

年度における元利償還金（(6)に掲げるものを除く。）

(2) 国庫の負担金を受けて施行した地盤沈下、地盤変動若しくは海岸侵食の防除のための事業に係る経費又は国の行う地盤沈下、地盤変動若しくは海岸侵食の防除のための事業に係る負担金に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（平成二十三年から令和元年度 までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債で総務大臣の指定するものを除く。）の当該年度における元利償還金

(3) 国庫の負担金を受けて施行した災害に伴う緊急の砂防事業、地すべり対策事業、治山事業若しくは河川事業に係る経費又は国の行う災害に伴う緊急の砂防事業、地すべり対策事業、治山事業若しくは河川事業に係る負担金に充てるため起こした地方債で総務大臣の指定するものの当該年度における元利償還金

(4) 国庫の負担金を受けて施行した特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和二十七年法律第九十六号）第三条第一項の事業計画に基づく事業に係る経費又は国の行う当該計

年度における元利償還金（(6)に掲げるものを除く。）

(2) 国庫の負担金を受けて施行した地盤沈下、地盤変動若しくは海岸侵食の防除のための事業に係る経費又は国の行う地盤沈下、地盤変動若しくは海岸侵食の防除のための事業に係る負担金に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（平成二十三年から平成三十年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債で総務大臣の指定するものを除く。）の当該年度における元利償還金

(3) 国庫の負担金を受けて施行した災害に伴う緊急の砂防事業、地すべり対策事業、治山事業若しくは河川事業に係る経費又は国の行う災害に伴う緊急の砂防事業、地すべり対策事業、治山事業若しくは河川事業に係る負担金に充てるため起こした地方債で総務大臣の指定するものの当該年度における元利償還金

(4) 国庫の負担金を受けて施行した特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和二十七年法律第九十六号）第三条第一項の事業計画に基づく事業に係る経費又は国の行う当該計

画に基づく事業に係る負担金に充てるため起こした地方債で総務大臣の指定するものの当該年度における元利償還金	四十一・四
(5) 国庫の補助金を受けて施行した臨時石炭鉱害復旧法（昭和二十七年法律第二百九十五号）の規定に基づく鉱害復旧事業に係る経費又は地方公共団体以外の者が施行する鉱害復旧事業につき同法第五十三条の規定により負担し、若しくは同法第五十三条の三第一項の規定により支弁するために要する経費若しくは同法第九十四条第二項の規定により補助金を交付するために要する経費に充てるため起こした地方債の当該年度における元利償還金	四十一・四
(6) 激甚災害 ^{じん} に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二十四条第一項及び第二項に規定する地方債の当該年度における元利償還金	四十一・四
国庫の負担金若しくは補助金を受けて施行した事業に係る経費又は国等の行う事業に係る負担金に充てるため平成十一年度から平成十四年度まで及び平成十六年度から令和元年度までの	四十三平 四十一平 十二略 成十一年 度から平 成十四年

千円

度まで及	各年度において発行について同意又は許可を得
び平成十	た地方債で当該国庫の負担金若しくは補助金又
六年度か	は国等の行う事業が当該各年度の国の補正予算
ら令和元	により追加された歳出又は国の公共事業等予備
年度ま	費の使用に係るもののうち総務大臣が指定する
での各年	ものの額
度におい	
て国の補	
正予算等	
に係る事	
業費の財	
源に充て	
るため発	
行につい	
て同意又	
は許可を	
得た地方	
債の額	
四十四地	道府県にあつては道府県民税の所得割、法人税
方税の減	割及び利子割並びに法人の行う事業に対する事
収補填の	業税の減収補填のため、平成十一年度から平成
ため平成	十四年度までの各年度において特別に発行を許
十一年度	可された地方債の額の百分の八十に相当する額
	千円

度まで及	各年度において発行について同意又は許可を得
び平成十	た地方債で当該国庫の負担金若しくは補助金又
六年度か	は国等の行う事業が当該各年度の国の補正予算
ら平成三	により追加された歳出又は国の公共事業等予備
十年年度ま	費の使用に係るもののうち総務大臣が指定する
での各年	ものの額
度におい	
て国の補	
正予算等	
に係る事	
業費の財	
源に充て	
るため発	
行につい	
て同意又	
は許可を	
得た地方	
債の額	
四十四地	道府県にあつては道府県民税の所得割、法人税
方税の減	割及び利子割並びに法人の行う事業に対する事
収補填の	業税の減収補填のため、平成十年度から平成
ため平成	十四年度までの各年度において特別に発行を許
十年度	可された地方債の額の百分の八十に相当する額
	千円

から令和元年度までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額の百分の七十五に相当する額、市町村にあつては市町村民税の所得割及び法人税割並びに地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十一条の二十六の規定により市町村に対し交付するものとされる利子割に係る交付金（以下「利子割交付金」という。）の減収補填のため平成十一年度から令和元年度までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額の百分の七十五に相当する額	四十五 臨時財政対策の特例対策のため平成十一年度及び平成十二年度	及び平成十五年度から令和元年度までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額の百分の七十五に相当する額、市町村にあつては市町村民税の所得割及び法人税割並びに地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十一条の二十六の規定により市町村に対し交付するものとされる利子割に係る交付金（以下「利子割交付金」という。）の減収補填のため平成十一年度から令和元年度までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額の百分の七十五に相当する額	千円
--	----------------------------------	--	----

から平成三十年度までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額の百分の七十五に相当する額、市町村にあつては市町村民税の所得割及び法人税割並びに地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十一条の二十六の規定により市町村に対し交付するものとされる利子割に係る交付金（以下「利子割交付金」という。）の減収補填のため平成十年度から平成三十年度までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額の百分の七十五に相当する額	四十五 臨時財政対策の特例対策のため平成十年度から平成十二年度までの各年度	及び平成十五年度から平成三十年度までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額の百分の七十五に相当する額、市町村にあつては市町村民税の所得割及び法人税割並びに地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十一条の二十六の規定により市町村に対し交付するものとされる利子割に係る交付金（以下「利子割交付金」という。）の減収補填のため平成十年度から平成三十年度までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額の百分の七十五に相当する額	千円
---	---------------------------------------	---	----

可された 地方債の 額	ため平成十一年度及び平成十二年度 において特別に発行を許可された地方債の額
四十六 平	一般公共事業、空港整備事業、公園緑地整備事
成十一年	業、義務教育施設及び廃棄物処理施設の建設事
度から令	業等に係る経費に充てるため平成十一年度から
和元年度	令和元年度までの各年度において発行について
までの各	同意又は許可を得た地方債のうち当該各年度の
年度の財	財源対策のため発行について同意又は許可を得
源対策の	た地方債として総務大臣が指定するものの額
ため当該	
各年度に	
おいて発	
行につい	
て同意又	
は許可を	
得た地方	
債の額	
四十七 略	
四十八 臨	(1) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平
時財政対	成十五年法律第十号）第三条の規定による改
策のため	正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項
平成十三	の規定により平成十三年度及び平成十四年度
	千円

可された 地方債の 額	ため平成十年度から平成十二年度までの各年度 において特別に発行を許可された地方債の額
四十六 平	一般公共事業、空港整備事業、公園緑地整備事
成十年度	業、義務教育施設及び廃棄物処理施設の建設事
から平成	業等に係る経費に充てるため平成十年度から平
三十年度	成三十年度までの各年度において発行について
までの各	同意又は許可を得た地方債のうち当該各年度の
年度の財	財源対策のため発行について同意又は許可を得
源対策の	た地方債として総務大臣が指定するものの額
ため当該	
各年度に	
おいて発	
行につい	
て同意又	
は許可を	
得た地方	
債の額	
四十七 略	
四十八 臨	(1) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平
時財政対	成十五年法律第十号）第三条の規定による改
策のため	正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項
平成十三	の規定により平成十三年度及び平成十四年度
	千円

年度から 令和元年 度まで の各年度 において 特別に起 こすこと ができる こととさ れた地方 債の額	方債の額
(2) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第十八号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成十五年度において起こすことができることとされた地方債の額	(2) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第十八号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成十五年度において起こすことができることとされた地方債の額
(3) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第二十四号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成十六年度から平成十八年度までの各年度において起こすことができることとされた地方債の額	(3) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第二十四号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成十六年度から平成十八年度までの各年度において起こすことができることとされた地方債の額
(4) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成十九年度から平成二十一年度までの各年度において起こすことができることとされた地方債の額	(4) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成十九年度から平成二十一年度までの各年度において起こすことができることとされた地方債の額
(5) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成二十二年度において起こすことができることとされた地方債の額	(5) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成二十二年度において起こすことができることとされた地方債の額

令和元年	年度から	成二十三	四十九 平	すことができることとされた地方債の額 (6) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五号）第五条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成二十三年度から平成二十五年年度までの各年度において起こすことができることとされた地方債の額 (7) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成二十六年度から平成二十八年度までの各年度において起こすことができることとされた地方債の額 (8) 地方交付税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第 号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成二十九年度から令和元年度までの各年度において起こすことができることとされた地方債の額 (1) 東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）からの復興を図ることを目的とし	千円
------	------	------	-------	--	----

平成三十	年度から	成二十三	四十九 平	すことができることとされた地方債の額 (6) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五号）第五条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成二十三年度から平成二十五年年度までの各年度において起こすことができることとされた地方債の額 (7) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成二十六年度から平成二十八年度までの各年度において起こすことができることとされた地方債の額 (8) 地方財政法 第三十三条の五の二第一項の規定により平成二十九年度及び平成三十年度において起こすことができることとされた地方債の額 (1) 東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）からの復興を図ることを目的とし	千円
------	------	------	-------	---	----

について	
同意又は	
許可を得	
た地方債	
の額	

4
5
6
略

(測定単位の数値の補正)

第十三条 略

2
3
4
略

- 4 第一項の測定単位ごとの単位費用は、別表第一に定めるとおりとする。
- 5 第二項の測定単位ごとの単位費用は、別表第二に定めるとおりとする。
- 6 地方行政に係る制度の改正その他特別の事由により前二項の単位費用を変更する必要が生じた場合には、国会の閉会中であるときに限り、政令で前二項の単位費用についての特例を設けることができる。この場合においては、政府は、次の国会でこの法律を改正する措置をとらなければならない。

(測定単位の数値の補正)

第十三条 面積、高等学校の生徒数その他の測定単位で、そのうちに種別があり、かつ、その種別ごとに単位当たりの費用に差があるものについては、その種別ごとの単位当たりの費用の差に応じ当該測定単位の数値を補正することができる。

- 2 前項の測定単位の数値の補正（以下「種別補正」という。）は、当該測定単位の種別ごとの数値に、その単位当たりの費用の割合を基礎として総務省令で定める率を乗じて行うものとする。
- 3 前条第三項及び前二項の規定により算定された測定単位の数値は、地方団体ごとに、当該測定単位につき次に掲げる事項を基礎として次項に定める方法により算定した補正係数を乗じて補正するものとする。

一 人口その他測定単位の数値の多少による段階

二 人口密度、道路一キロメートル当たりの自動車台数その他これらに類するもの

三 地方団体の態容

四 寒冷度及び積雪度

4 前項の測定単位の数値に係る補正係数は、経費の種類ごとに、かつ、測定単位ごとにそれぞれ次に定める方法を基礎として、総務省令で定めるところにより算定した率とする。

一 前項第一号の補正（以下「段階補正」という。）は、当該行政に要する経費の額が測定単位の数値の増減に応じて逓減し、又は逓増するものについて行うものとし、当該段階補正に係る係数は、超過累退又は超過累進の方法により総務省令で定める率を用いて算定した数値を当該率を用いないで算定した数値で除して算定する。この場合において、行政権能等の差があることにより経費の額が割高又は割安となるため第三号イの補正の適用される経費については、当該経費の測定単位の数値に当該割高となり、又は割安となる度合に応じて総務省令で定める率を乗じた数値を用いて当該段階補正に係る係数を算定することができるものとする。

二 前項第二号の補正（以下「密度補正」という。）は、当該行政に要する経費の額が人口密度、道路一キロメートル当たりの自動車台数その他これらに類するもの（以下この号において「人口密度等」という。）の増減に応じて逓減し、又は逓増するものについて行うものとし、当該密度補正に係る係数は、超過累退又は超過累進の方法により総務省令で定

める率を用いて算定した人口密度等を当該率を用いしないで算定した人口密度等で除して算定する。

三 前項第三号の補正（以下「態容補正」という。）は、当該行政に要する経費の測定単位当たりの額が、地方団体の態容に応じてそれぞれ割高となり、又は割安となるものについて行うものとし、当該態容補正に係る係数は、次に掲げるところにより算定する。

イ 道府県の態容に係るものにあつては、当該道府県の区域内の市町村について行政の質及び量の差又は行政権能等の差に基づいて割高となり、又は割安となる度合を基礎として市町村の全部又は一部の種類に応じ、総務省令で定める率を当該区域内の市町村の種類ごとの測定単位の数値（当該市町村の種類ごとの測定単位の数値によることができないか、又は適当でないと認められる経費で総務省令で定めるものについては、人口その他総務省令で定める数値）に乗じて得た数値を合算した数値を当該率を乗じないで算定した市町村ごとの数値を合算した数値で除して算定する。

ロ 市町村の態容に係るものにあつては、行政の質及び量の差又は行政権能等の差に基づいてその割高となり、又は割安となる度合を基礎として市町村の種類に応じ、総務省令で定める率を乗じて算定した数値を当該率を乗じないで算定した数値で除して算定する。

ハ 小学校費、中学校費、社会福祉費その他の経費で総務省令で定めるものに係るものにあつては、人口の年齢別構成、公共施設の整備の状況その他地方団体の態容に応じて当該経費を必要とする度合について、総務省令で定める指標により測定した総務省令で定める率を乗じて

5 前条第一項の測定単位の数値については、第十一項に定めるもののほか、地方団体の種類ごとに次の表の経費の種類に掲げる経費に係る測定単位の欄に掲げる測定単位につき、それぞれ補正の種類に掲げる補正を行うものとする。

道府県	地方団体の種類	経費の種類	測定単位	補正の種類
一 略	二 土木費	1 略	河川の延長	態容補正
2 河川費	3・4 略	三 略		

算定した数値を当該率を乗じないで算定した数値で除して算定する。

四 前項第四号の補正（以下「寒冷補正」という。）は、当該行政に要する経費の測定単位当たりの額が寒冷又は積雪の割合により割高となるものについて行うものとし、当該寒冷補正に係る係数は、その割高となる給与の差、寒冷の差又は積雪の差ごとに、地域の区分に応じそれぞれの割高となる割合を基礎として総務省令で定める率を当該地域における測定単位の数値（当該地域における測定単位の数値によることができないか、又は適当でないと認められる経費で総務省令で定めるものについては、人口）に乗じて得た数を当該率を用いないで算定した数値で除して得た数値の合計数に一を加えて算定する。

5 前条第一項の測定単位の数値については、第十一項に定めるもののほか、地方団体の種類ごとに次の表の経費の種類に掲げる経費に係る測定単位の欄に掲げる測定単位につき、それぞれ補正の種類に掲げる補正を行うものとする。

道府県	地方団体の種類	経費の種類	測定単位	補正の種類
一 略	二 土木費	1 略	河川の延長	密度補正及び態容補正
2 河川費	3・4 略	三 略		

[illegible]

</									

十 臨時財政特例 債償還費											
	種別補正	臨時財政特例対 策のため平成十 年度から平成十									
九 地方税減収補 填債償還費											
	種別補正	地方税の減収補 填のため平成十 年度から平成三 十年度までの各 年度において特 別に発行につい て同意又は許可 を得た地方債の 額	得た地方債の額	同意又は許可を 得た地方債の額	め発行について 同意又は許可を 得た地方債の額	財源に充てるた め発行について 同意又は許可を 得た地方債の額	に係る事業費の 財源に充てるた め発行について 同意又は許可を 得た地方債の額	国の補正予算等 に係る事業費の 財源に充てるた め発行について 同意又は許可を 得た地方債の額	各年度において 国の補正予算等 に係る事業費の 財源に充てるた め発行について 同意又は許可を 得た地方債の額	三十年代までの 各年度において 国の補正予算等 に係る事業費の 財源に充てるた め発行について 同意又は許可を 得た地方債の額	まで及び平成十 六年度から平成 三十年代までの 各年度において 国の補正予算等 に係る事業費の 財源に充てるた め発行について 同意又は許可を 得た地方債の額

十五 国土強靱化 施策償還費	令和元年度にお いて国土強靱化 施策に要する費 用に充てるため 発行について同 意又は許可を得 た地方債の額	種別補正
市町村 一・二 略 三 教育費 1 小学校費 2 中学校費 四 厚生費 1 3 略 4 高齢者保健 福祉費	児童数 学級数 生徒数 学級数 学級数	密度補正 態容補正及び寒冷補正 密度補正 態容補正及び寒冷補正 密度補正 段階補正、密度補正及 び態容補正 密度補正
七十五歳以上人 口	六十五歳以上人	

7 段階補正、密度補正、態容補正及び寒冷補正のうち二以上を併せて行う場合には、測定単位の数値に係る補正係数は、二以上の事由を通じて一の率を定め、又は各事由ごとに算定した率（二以上の事由を通じて定めた率を用いて算定した率を含む。）を総務省令で定めるところにより連乗し、又は加算して得た率によるものとする。

8 態容補正を行う場合には、第四項第三号の市町村は、総務省令で定めるところにより、人口集中地区人口、経済構造その他行政の質及び量の差を表現する指標ごとに算定した点数に基づいて区分し、又はその有する行政権能等の差によつて区分するものとする。

9 寒冷補正を行う場合には、第四項第四号の地域は、総務省令で定めるところにより、給与の差、寒冷の差及び積雪の差ごとに、市町村の区域によつて区分するものとする。

10 人口、学校数その他の測定単位の数値が急激に増加し、又は減少した地方団体、廃置分合又は境界変更のあつた地方団体及び組合（地方自治法第二百八十四条第一項の一部事務組合又は広域連合をいう。）を組織している地方団体に係る補正係数の算定方法及び測定単位の数値の補正後の数値の算定方法については、総務省令で前各項の規定の特例を設けることができる。

11 災害復旧費に係る測定単位の数値については、総務省令で定めるところにより、当該数値の当該地方団体の税収入額に対する比率に応じ、補正するものとする。

12 前各項に定めるもののほか、補正係数の算定方法につき必要な事項は、総務省令で定める。

附 則

（令和二年度分の交付税の総額の特例）

第四条 令和二年度に限り、同年度分として交付すべき交付税の総額は、第一号から第三号までに掲げる額の合算額に三千五百億円を加算した額から第四号から第六号までに掲げる額の合算額を減額した額に東日本大震災に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業の実施のため特別の財政需要があること及び東日本大震災のため財政収入の減少があることを考慮して地方団体に対して交付する特別交付税（附則第十三条第一項並びに第十五条第一項及び第二項において「震災復興特別交付税」という。）に充てるための三千四百二十三億四千九百一十二千円を加算した額とする。

一 第六条第二項の規定により算定した額

二 地方交付税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第 号）第

一条の規定による改正前の地方交付税法（以下「旧法」という。）附則

第四条の二第二項及び第三項の規定において令和二年度分の交付税の総額に加算することとされていた額 二千六百八十七億円

（削る）

三 令和二年度における借入金の額に相当する額 三十兆七千二百二十二億

九千五百四十万八千円

四 令和元年度における借入金の額に相当する額 三十一兆二千二百二十

二億九千五百四十万八千円

五 令和二年度における特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第十五条第一項の規定による交付税及び譲与税配付金特別会計の一

附 則

（令和元年度分の交付税の総額の特例）

第四条 令和元年度に限り、同年度分として交付すべき交付税の総額は、第一号から第四号までに掲げる額の合算額に千七百七十二億円を加算した額から第五号から第七号までに掲げる額の合算額を減額した額に東日本大震災に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業の実施のため特別の財政需要があること及び東日本大震災のため財政収入の減少があることを考慮して地方団体に対して交付する特別交付税（附則第十三条第一項並びに第十五条第一項及び第二項において「震災復興特別交付税」という。）に充てるための三千七百五十四億千八百五十八万六千円を加算した額とする。

一 第六条第二項の規定により算定した額

二 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第五号）第

一条の規定による改正前の地方交付税法（以下「旧法」という。）附則

第四条の二第二項の規定において令和元年度分の交付税の総額に加算することとされていた額のうち、二千四百六十一億円

三 令和元年度における交付税の総額を確保するため前二号に掲げる額の合算額に加算する必要がある額 六千四百九十五億八千八十二万円

四 令和元年度における借入金の額に相当する額 三十一兆二千二百二十二

億九千五百四十万八千円

五 平成三十年度における借入金の額に相当する額 三十一兆六千七百七十

二億九千五百四十万八千円

六 令和元年度における特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第十五条第一項の規定による交付税及び譲与税配付金特別会計の一

時借入金に係る利子及び同法附則第四条第一項の規定による借入金に係る利子の支払に充てるため必要な額 七百七十一億円

六 旧法附則第四条の二第四項の規定において令和二年度分の交付税の総額から減額することとされていた額 二千三百五十四億八千四百四十万円

(令和三年度以降の各年度分の交付税の総額の特例等)

第四条の二 令和三年度以降の各年度分の交付税の総額は、当分の間、第六条第二項の規定により算定した額に百五十四億円を加算した額とする。

2 令和三年度から令和三十四年度までの各年度に限り、当該各年度分として交付すべき交付税の総額は、前項の規定による額に第一号に掲げる額を加算した額から第二号及び第三号に掲げる額の合算額を減額した額とする。

一 当該各年度における借入金の額に相当する額

二 当該各年度の前年度における借入金の額に相当する額

三 当該各年度における特別会計に関する法律第十五条第一項の規定による交付税及び譲与税配付金特別会計の一時借入金に係る利子及び同法附則第四条第一項の規定による借入金に係る利子の支払に充てるため必要な額

3 令和三年度から令和十四年度までの各年度分の交付税の総額は、前項の規定による額に次の表の上欄に掲げる当該各年度に应ずる同表の下欄に定める金額を加算した額とする。

年 度	金 額

時借入金に係る利子及び同法附則第四条第一項の規定による借入金に係る利子の支払に充てるため必要な額 七百九十二億円

七 旧法附則第四条の二第三項の規定において令和元年度分の交付税の総額から減額することとされていた額 二千三百五十四億八千四百四十万円

(令和二年度以降の各年度分の交付税の総額の特例等)

第四条の二 令和二年度以降の各年度分の交付税の総額は、当分の間、第六条第二項の規定により算定した額に百五十四億円を加算した額とする。

2 令和二年度から令和三十四年度までの各年度に限り、当該各年度分として交付すべき交付税の総額は、前項の規定による額に第一号に掲げる額を加算した額から第二号及び第三号に掲げる額の合算額を減額した額とする。

一 当該各年度における借入金の額に相当する額

二 当該各年度の前年度における借入金の額に相当する額

三 当該各年度における特別会計に関する法律第十五条第一項の規定による交付税及び譲与税配付金特別会計の一時借入金に係る利子及び同法附則第四条第一項の規定による借入金に係る利子の支払に充てるため必要な額

3 令和二年度から令和十四年度までの各年度分の交付税の総額は、前項の規定による額に次の表の上欄に掲げる当該各年度に应ずる同表の下欄に定める金額を加算した額とする。

年 度	金 額
令和二年度	二千五百三十三億円

令和三年度	二千九十二億円
令和四年度	千六百五十六億円
令和五年度	千二百十七億円
令和六年度	八百三十四億円
令和七年度	七百七十五億円
令和八年度	五百三十五億円
令和九年度	百三十四億円
令和十年度	四十一億円
令和十一年度	十四億円
令和十二年度	七億円
令和十三年度	三億円
令和十四年度	三億円

4 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第四条第一項第六号に掲げる額に相当する額、地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第四条第一項第五号に掲げる額に相当する額、地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第四条第四号に掲げる額に相当する額及び旧法附則第四条第三号に掲げる額に相当する額を令和三年度から令和十二年度までの間に交付税の総額から減額するため、当該各年度における交付税の総額は、令和三年度にあつては前項

の規定による額から三千四億四千二百四十八万二千元を

令和三年度	二千九十二億円
令和四年度	千六百五十六億円
令和五年度	千二百十七億円
令和六年度	八百三十四億円
令和七年度	七百七十五億円
令和八年度	五百三十五億円
令和九年度	百三十四億円
令和十年度	四十一億円
令和十一年度	十四億円
令和十二年度	七億円
令和十三年度	三億円
令和十四年度	三億円

4 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第四条第一項第六号に掲げる額に相当する額、地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第四条第一項第五号に掲げる額に相当する額、地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第四条第四号に掲げる額に相当する額及び前条第三号 に掲げる額に相当する額を令和二年度から令和十二年度までの間に交付税の総額から減額するため、当該各年度における交付税の総額は、令和二年度にあつては前項の規定による額から二千三百五十四億八千四百四十万円を、令和三年

度にあつては同項の規定による額から三千四億四千二百四十八万二千元を

、令和四年度から令和八年度までの各年度にあつては同項の規定による額から二千四百六十億七千七百八万二千円を、令和九年度から令和十二年度までの各年度にあつては同項の規定による額から千六百三十三億四千五十八万二千円をそれぞれ減額した額とする。

5・6 略

（令和三年度及び令和四年度における臨時財政対策のための特例加算）

第四条の三 令和三年度及び令和四年度において、地方財政の状況等に鑑み、交付税の総額の確保を図るため必要があるときは、当該各年度分の交付税の総額については、前条第四項の規定による額に、一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れることが必要なものとして、臨時財政対策のための特例加算額を加算するものとする。

2 前項の臨時財政対策のための特例加算額は、地方財政法第三十三条の五の二第一項に規定する地方債（第一号において「臨時財政対策債」という。）で令和三年度及び令和四年度において総務大臣又は都道府県知事が

、令和四年度から令和八年度までの各年度にあつては同項の規定による額から二千四百六十億七千七百八万二千円を、令和九年度から令和十二年度までの各年度にあつては同項の規定による額から千六百三十三億四千五十八万二千円をそれぞれ減額した額とする。

5 令和四年度から令和八年度までの各年度分として交付すべき交付税の総額に係る第六条第二項の規定による額の算定については、同項に規定する当該年度の前年度以前の年度において交付すべきであつた額を超えて交付された額のうち、平成二十八年度において交付すべきであつた額を超えて交付された額である二千二百四十五億八百六十万円について、令和四年度から令和八年度までの各年度における同項に規定する合算額から四百四十九億百七十二万円をそれぞれ減額する。

6 第二項第一号及び第二号の借入金の額は、特別会計に関する法律附則第四条第一項の規定による借入金の額としてそれぞれ当該各年度及び当該各年度の前年度の予算で定める額とする。

発行について同意又は許可をするもの（発行について同法第五条の三第六項の規定による届出がされるもののうち、同条第一項の規定による協議を受けたならば同意をすることとなると認められるものを含む。）の予定額の総額から次に掲げる額の合算額を控除した額に相当する額として法律で定めるものとする。

一 第十二条第三項の表第四十八号(1)から(8)までに規定する地方債及び臨時財政対策債に係る当該各年度における元利償還金の支払に充てるため必要な額の総額の見込額

二 その他総務大臣及び財務大臣が協議して定める額

（人口減少等特別対策事業費の基準財政需要額への算入）

第五条の三 略

（人口減少等特別対策事業費の基準財政需要額への算入）

第六条 当分の間、各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる第十一条の規定による基準財政需要額は、同条の規定により算定した額に、次の表に掲げる地方団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとの単位費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た額を加算した額とする。

市町村	道府県	地方団 体の種 類
人口減少等特	人口減少等特 別対策事業費	経費の種類
人口	人口	測定単位
一人につき 三、四〇〇円	一人につき 一、七〇〇円	単位費用

(地域社会再生事業費の基準財政需要額への算入)

第五条の四 当分の間、各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる第十一条の規定による基準財政需要額は、同条の規定により算定した額に、次の表に掲げる地方団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとの単位費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た額を加算した額とする。

道府県	地域社会再生事業費	経費の種類	測定単位	単位費用
	人口		一人につき	一、九五〇円
円				円

別対策事業費

2 前項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、同表の中欄に定める算定の基礎により、同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて、総務省令で定めるところにより算定する。ただし、当該測定単位の数値は、人口の多少による段階その他の事情を参酌して、総務省令で定めるところにより、その数値を補正することができる。

測定単位	測定単位の数値の算定の基礎	表示単位
人口	官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該地方団体の人口	人

市町村	地域社会再生	人口	一人につき	一、九五〇
事業費				

2 前項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、同表の中欄に定める算定の基礎により、同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて、総務省令で定めるところにより算定する。ただし、当該測定単位の数値は、人口の多少による段階その他の事情を参酌して、総務省令で定めるところにより、その数値を補正することができる。

測定単位	測定単位の数値の算定の基礎	表示単位
人口	官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該地方団体の人口	人

（令和二年度から令和四年度までの各年度分の交付税に係る基準財政需要額の算定方法の特例）

第六条 令和二年度から令和四年度までの各年度分の交付税に限り、道府県及び市町村の基準財政需要額は、令和二年度にあつては第十一条の規定により算定した額から、道府県にあつては第一号に掲げる額を、市町村にあつては第二号に掲げる額を控除した額とし、令和三年度及び令和四年度にあつては同条の規定により算定した額から法律で定めるところにより算定した額を控除した額とする。

一 一兆七千二百一十一億二千四百二十九万二千円に当該道府県の控除前財源不足額（この条の規定の適用がないものとした場合における基準財政需要額が基準財政収入額を超える額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）をいう。以下この条において同じ。）を各道府県の控除前財

（令和元年度分の交付税に係る基準財政需要額の算定方法の特例）

第六条の二 令和元年度分の交付税に限り、道府県及び市町村の基準財政需要額は、

第十一条の規定により算定した額から、道府県にあつては第一号に掲げる額を、市町村にあつては第二号に掲げる額を控除した額

とする。

一 一兆七千八百五十三億四百七十四万千円に当該道府県の控除前財源不足額（この条の規定の適用がないものとした場合における基準財政需要額が基準財政収入額を超える額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）をいう。以下この条において同じ。）を各道府県の控除前財

源不足額の合算額で除して得た割合を乗じて得た額

- 二 一兆四千百八十六億三千百七十九千円 に当該市町村の控除前財
源不足額を各市町村の控除前財源不足額の合算額で除して得た割合を乗
じて得た額

- 2 控除前財源不足額については、当該地方団体における次の各号に掲げる
数値を合算したものの五分の一の数値に応じ、総務省令で定めるところに
より、補正することができる。

- 一 令和元年度における基準財政収入額を旧法附則第六条の二の規定の適
用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得
た数値

- 二 平成三十年度における基準財政収入額を地方交付税法等の一部を改正
する法律（平成三十一年法律第五号）による改正前の地方交付税法附則
第六条の二の規定の適用がないものとした場合における当該年度の基準
財政需要額で除して得た数値

- 三 平成二十九年年度における基準財政収入額を地方交付税法及び特別会計
に関する法律の一部を改正する法律（平成三十年法律第四号）による改
正前の地方交付税法附則第六条の二の規定の適用がないものとした場合
における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

- 四 平成二十八年度における基準財政収入額を地方交付税法等の一部を改
正する法律（平成二十九年法律第三号）による改正前の地方交付税法附
則第六条の二の規定の適用がないものとした場合における当該年度の基
準財政需要額で除して得た数値

- 五 平成二十七年度における基準財政収入額を地方交付税法等の一部を改

源不足額の合算額で除して得た割合を乗じて得た額

- 二 一兆四千七百十五億三千二百二十五万九千円に当該市町村の控除前財
源不足額を各市町村の控除前財源不足額の合算額で除して得た割合を乗
じて得た額

- 2 控除前財源不足額については、当該地方団体における次の各号に掲げる
数値を合算したものの五分の一の数値に応じ、総務省令で定めるところに
より、補正することができる。

- 一 平成三十年度における基準財政収入額を旧法

附則

第六条の二の規定の適用がないものとした場合における当該年度の基準
財政需要額で除して得た数値

- 二 平成二十九年年度における基準財政収入額を地方交付税法及び特別会計
に関する法律の一部を改正する法律（平成三十年法律第四号）による改
正前の地方交付税法附則第六条の二の規定の適用がないものとした場合
における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

- 三 平成二十八年度における基準財政収入額を地方交付税法等の一部を改
正する法律（平成二十九年法律第三号）による改正前の地方交付税法附
則第六条の二の規定の適用がないものとした場合における当該年度の基
準財政需要額で除して得た数値

- 四 平成二十七年度における基準財政収入額を地方交付税法等の一部を改

正する法律（平成二十八年法律第十四号）による改正前の地方交付税法附則第六条の二の規定の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

（削る）

3
略

（削る）

（交通安全対策特別交付金の基準財政収入額への算入）

第六条の二
略

正する法律（平成二十八年法律第十四号）による改正前の地方交付税法附則第六条の二の規定の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

五 平成二十六年における基準財政収入額を地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三号）による改正前の地方交付税法附則第六条の三の規定の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

3 都にあつては、その全区域を道府県とその特別区の存する区域を市町村とそれぞれみなして算定したこの条の規定の適用がないものとした場合における基準財政需要額の合算額が、その全区域を道府県とその特別区の存する区域を市町村とそれぞれみなして算定した基準財政収入額の合算額を超える額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）をもつて、総務省令で定めるところにより、その控除前財源不足額とする。

（国土強靱化^{じん}施策に係る地方債の元利償還に要する経費の基準財政需要額への算入）

第六条の三 地方団体が令和元年度において実施する施策のうち全国的に、かつ、緊急に実施する国土強靱化のための施策に要する費用に充てるために令和元年度に起こした地方債で総務大臣が指定したものに係る元利償還に要する経費は、令和二年度以降において、この法律の定めるところにより、当該地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入するものとする。

（交通安全対策特別交付金の基準財政収入額への算入）

第六条の四 当分の間、各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の算

(令和二年度における基準財政収入額の算定方法の特例)

第七条の四 令和二年度分の交付税に限り、各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる第十四条の規定による基準財政収入額は、同条第一項の規定により算定した額に、道府県にあつては第一号に掲げる額の百分の七十五の額、市町村にあつては第二号に掲げる額の百分の七十五の額を加算した額とする。

一 イからリまでに掲げる額の合算額

イ 地方税法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第三十号。以下この条において「平成二十三年法律第三十号」という。）、地方税法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第二百十号。以下この条において「平成二十三年法律第二百十号」という。）、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十七号。以下この条において「平成二十四年地方税法等改正法」という。）、地方税法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三号。以下この条において「平成二十五年地方税法改正法」という。）

定に用いる第十四条の規定による基準財政収入額は、同条第一項の規定により算定した額に、道路交通法（昭和三十五年法律第五号）附則第十六条第一項の規定による交通安全対策特別交付金の収入見込額を加算した額とする。

2 前項に規定する交通安全対策特別交付金の収入見込額は、前年度において各地方団体に交付された道路交通法附則第十六条第一項の規定による交通安全対策特別交付金の額を算定の基礎として総務省令で定める方法により、算定するものとする。

(令和元年度における基準財政収入額の算定方法の特例)

第七条の四 令和元年度分の交付税に限り、各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる第十四条の規定による基準財政収入額は、同条第一項の規定により算定した額に、道府県にあつては第一号に掲げる額の百分の七十五の額、市町村にあつては第二号に掲げる額の百分の七十五の額を加算した額とする。

一 イからリまでに掲げる額の合算額

イ 地方税法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第三十号。以下この条において「平成二十三年法律第三十号」という。）、地方税法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第二百十号。以下この条において「平成二十三年法律第二百十号」という。）、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十七号。以下この条において「平成二十四年地方税法等改正法」という。）、地方税法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三号。以下この条において「平成二十五年地方税法改正法」という。）

、地方税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第二号。以下この条において「平成三十一年地方税法等改正法」という。）、地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第 号。以下この条において「令和二年地方税法等改正法」という。）、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号。以下この条において「震災特例法」という。）、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十九号。以下この条において「震災特例法改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号。以下この条において「平成二十五年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号。以下この条において「平成二十六年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号。以下この条において「平成二十八年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号。以下この条において「平成二十九年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第六号。以下この条において「平成三十一年所得税法等改正法」という。）及び所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第 号。以下この条において「令和二年所得税法等改正法」という。）の施行による個人の道府県民税に係る令和二年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

口 平成二十三年法律第三十号、地方税法等の一部を改正する等の法律

、地方税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第二号。以下この条において「平成三十一年地方税法等改正法」という。）

、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号。以下この条において「震災特例法」という。）、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十九号。以下この条において「震災特例法改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号。以下この条において「平成二十五年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号。以下この条において「平成二十六年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号。以下この条において「平成二十八年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号。以下この条において「平成二十九年所得税法等改正法」という。）及び所得税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第六号。以下この条において「平成三十一年所得税法等改正法」という。）

の施行による個人の道府県民税に係る令和元年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

口 平成二十三年法律第三十号、地方税法等の一部を改正する等の法律

（平成二十八年法律第十三号。以下この条において「平成二十八年地方税法等改正法」という。）、震災特例法、震災特例法改正法、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号。以下この条において「平成二十四年租税特別措置法等改正法」という。

（）、平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税法等改正法、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号。以下この条において「平成二十七年所得税法等改正法」という。）、平成二十八年所得税法等改正法、平成二十九年所得税法等改正法、平成三十一年所得税法等改正法及び令和二年所得税法等改正法の施行による法人の道府県民税に係る令和二年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ハ 震災特例法、平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税法等改正法、平成二十八年所得税法等改正法及び平成二十九年所得税法等改正法の施行による個人の行う事業に対する事業税に係る令和二年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

二 平成二十三年法律第三十号、平成二十八年地方税法等改正法、震災特例法、震災特例法改正法、平成二十四年租税特別措置法等改正法、平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税法等改正法、平成二十七年所得税法等改正法、平成二十八年所得税法等改正法、平成二十九年所得税法等改正法及び平成三十一年所得税法等改正法の施行による法人の行う事業に対する事業税に係る令和二年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

（平成二十八年法律第十三号。以下この条において「平成二十八年地方税法等改正法」という。）、震災特例法、震災特例法改正法、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号。以下この条において「平成二十四年租税特別措置法等改正法」という。

（）、平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税法等改正法、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号。以下この条において「平成二十七年所得税法等改正法」という。）、平成二十八年所得税法等改正法、平成二十九年所得税法等改正法及び平成三十一年所得税法等改正法の施行による

法人の道府県民税に係る令和元年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ハ 震災特例法、平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税法等改正法、平成二十八年所得税法等改正法及び平成二十九年所得税法等改正法の施行による個人の行う事業に対する事業税に係る令和元年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

二 平成二十三年法律第三十号、平成二十八年地方税法等改正法、震災特例法、震災特例法改正法、平成二十四年租税特別措置法等改正法、平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税法等改正法、平成二十七年所得税法等改正法、平成二十八年所得税法等改正法、平成二十九年所得税法等改正法及び平成三十一年所得税法等改正法の施行による法人の行う事業に対する事業税に係る令和元年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ホ 平成二十三年法律第三十号、東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための地方税法及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九十六号。以下この条において「平成二十三年法律第九十六号」という。）、平成二十三年法律第二百十号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十五年地方税法改正法、地方税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四号。以下この条において「平成二十六年地方税法等改正法」という。）、地方税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二号）、平成二十八年地方税法等改正法、平成二十九年地方税法等改正法及び平成三十一年地方税法等改正法の施行による不動産取得税に係る令和二年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ヘ 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十六年地方税法等改正法、平成二十八年地方税法等改正法、平成二十九年地方税法等改正法及び平成三十一年地方税法等改正法の施行による平成二十八年地方税法等改正法第二条の規定による改正前の地方税法（次号ホにおいて「平成二十八年改正前の地方税法」という。）に規定する自動車取得税に係る令和二年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ト 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十六年地方税法等改正法、平成二十八年地方税法等改正法及び平成三十一年地方税法等改正法の施行によ

ホ 平成二十三年法律第三十号、東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための地方税法及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九十六号。以下この条において「平成二十三年法律第九十六号」という。）、平成二十三年法律第二百十号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十五年地方税法改正法、地方税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四号。以下この条において「平成二十六年地方税法等改正法」という。）、地方税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二号）、平成二十八年地方税法等改正法、平成二十九年地方税法等改正法及び平成三十一年地方税法等改正法の施行による不動産取得税に係る令和元年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ヘ 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十六年地方税法等改正法、平成二十八年地方税法等改正法、平成二十九年地方税法等改正法及び平成三十一年地方税法等改正法の施行による平成二十八年地方税法等改正法第二条の規定による改正前の地方税法（次号ホにおいて「平成二十八年改正前の地方税法」という。）に規定する自動車取得税に係る令和元年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ト 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十六年地方税法等改正法、平成二十八年地方税法等改正法及び平成三十一年地方税法等改正法の施行によ

る自動車税に係る令和二年度の東日本大震災に係る減収見込額として
総務省令で定めるところにより算定した額

チ 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二十三年法律第二百十号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十八年地方税法等改正法及び平成三十一年地方税法等改正法の施行による固定資産税に係る令和二年度の東日本大震災に係る減収見込額として
総務省令で定めるところにより算定した額

リ 平成二十三年法律第三十号、平成二十八年地方税法等改正法、震災特例法、震災特例法改正法、平成二十四年租税特別措置法等改正法、平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税法等改正法、平成二十七年所得税法等改正法、平成二十八年所得税法等改正法、平成二十九年所得税法等改正法及び平成三十一年所得税法等改正法の施行による平成二十八年地方税法等改正法第九条の規定による廃止前の地方人特別譲与税に係る令和二年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

二 イからへまでに掲げる額の合算額

イ 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第二百十号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十五年地方税法改正法、平成三十一年地方税法等改正法、令和二年地方税法等改正法、震災特例法、震災特例法改正法、平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税法等改正法、平成二十八年所得税法等改正法、平成二十九年所得税法等改正法、平成三十一年所得税法等改正法及び令和二年所得税法等改正法、平成三十一年所得税法等改正法及び令和二年度の東日本大震災

る自動車税に係る令和元年度の東日本大震災に係る減収見込額として
総務省令で定めるところにより算定した額

チ 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二十三年法律第二百十号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十八年地方税法等改正法及び平成三十一年地方税法等改正法の施行による固定資産税に係る令和元年度の東日本大震災に係る減収見込額として
総務省令で定めるところにより算定した額

リ 平成二十三年法律第三十号、平成二十八年地方税法等改正法、震災特例法、震災特例法改正法、平成二十四年租税特別措置法等改正法、平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税法等改正法、平成二十七年所得税法等改正法、平成二十八年所得税法等改正法、平成二十九年所得税法等改正法及び平成三十一年所得税法等改正法の施行による平成二十八年地方税法等改正法第九条の規定による廃止前の地方人特別譲与税に係る令和元年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

二 イからへまでに掲げる額の合算額

イ 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第二百十号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十五年地方税法改正法、平成三十一年地方税法等改正法、令和元年地方税法等改正法、震災特例法、震災特例法改正法、平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税法等改正法、平成二十八年所得税法等改正法、平成二十九年所得税法等改正法、平成三十一年所得税法等改正法及び令和元年所得税法等改正法、平成三十一年所得税法等改正法及び令和元年度の東日本大震災
の施行による個人の市町村民税に係る令和元年度の東日本大震災

に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ロ 平成二十三年法律第三十号、平成二十八年地方税法等改正法、震災特例法、震災特例法改正法、平成二十四年租税特別措置法等改正法、平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税法等改正法、平成二十七年所得税法等改正法、平成二十八年所得税法等改正法、平成二十九年所得税法等改正法、平成三十一年所得税法等改正法及び令和二年所得税法等改正法の施行による法人の市町村民税に係る令和二年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ハ 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二十三年法律第二百十号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十五年地方税法改正法、平成二十六年地方税法等改正法、平成二十八年地方税法等改正法及び平成三十一年地方税法等改正法の施行による固定資産税に係る令和二年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ニ 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十六年地方税法等改正法、平成二十八年地方税法等改正法及び平成三十一年地方税法等改正法の施行による軽自動車税に係る令和二年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ホ 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十六年地方税法等改正法、平成二十八年地方税法等改正法、平成二十九年地方税法等改正法及び平成三十

に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ロ 平成二十三年法律第三十号、平成二十八年地方税法等改正法、震災特例法、震災特例法改正法、平成二十四年租税特別措置法等改正法、平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税法等改正法、平成二十七年所得税法等改正法、平成二十八年所得税法等改正法、平成二十九年所得税法等改正法及び平成三十一年所得税法等改正法の施行による法人の市町村民税に係る令和元年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ハ 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二十三年法律第二百十号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十五年地方税法改正法、平成二十六年地方税法等改正法、平成二十八年地方税法等改正法及び平成三十一年地方税法等改正法の施行による固定資産税に係る令和元年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ニ 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十六年地方税法等改正法、平成二十八年地方税法等改正法及び平成三十一年地方税法等改正法の施行による軽自動車税に係る令和元年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ホ 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十六年地方税法等改正法、平成二十八年地方税法等改正法、平成二十九年地方税法等改正法及び平成三十

一年地方税法等改正法の施行による平成二十八年改正前の地方税法に規定する自動車取得税交付金に係る令和二年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

へ 平成三十一年地方税法等改正法の施行による地方税法第百七十七条の六の規定により市町村に対し交付するものとされる環境性能割に係る交付金に係る令和二年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

(特定被災地方公共団体に係る基準財政需要額及び基準財政収入額の算定方法の特例)

第九条の二 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第二条第二項に規定する特定被災地方公共団体に對して交付すべき令和二年度分の普通交付税の額を算定する場合において、第十二条第三項の測定単位の数値の算定の基礎及び算定方法、第十三条の測定単位の数値の補正又は第十四条第三項の表の基準税額等の算定の基礎及び算定方法によることができず、又は適當でないと認められるときは、これらの事項について、総務省令で特例を設けることができる。

(令和二年度分の普通交付税及び特別交付税の総額の特例)

第十一条 令和二年度に限り、同年度分として交付すべき普通交付税の総額は、同年度分として交付すべき交付税の総額から返還金等の額（第二十条の三第二項の規定により同年度分の交付税の総額に算入される額をいう。以下この条において同じ。）及び令和二年度震災復興特別交付税額

（旧法附則第十二条第一項の規定により令和二年度分として交付

一年地方税法等改正法の施行による平成二十八年改正前の地方税法に規定する自動車取得税交付金に係る令和元年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

へ 平成三十一年地方税法等改正法の施行による地方税法第百七十七条の六の規定により市町村に対し交付するものとされる環境性能割に係る交付金に係る令和元年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

(特定被災地方公共団体に係る基準財政需要額及び基準財政収入額の算定方法の特例)

第九条の二 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第二条第二項に規定する特定被災地方公共団体に對して交付すべき令和元年度分の普通交付税の額を算定する場合において、第十二条第三項の測定単位の数値の算定の基礎及び算定方法、第十三条の測定単位の数値の補正又は第十四条第三項の表の基準税額等の算定の基礎及び算定方法によることができず、又は適當でないと認められるときは、これらの事項について、総務省令で特例を設けることができる。

(令和元年度分の普通交付税及び特別交付税の総額の特例)

第十一条 令和元年度に限り、同年度分として交付すべき普通交付税の総額は、同年度分として交付すべき交付税の総額から返還金等の額（第二十条の三第二項の規定により同年度分の交付税の総額に算入される額をいう。以下この条において同じ。）

、九百五十億円及び令和元年度震災復興特別交付税額（旧法附則第十二条第一項の規定により令和元年度分として交付

すべき交付税の総額に加算された旧法附則第十一条に規定する令和元年度震災復興特別交付税額の一部及び附則第四条に規定する震災復興特別交付税に充てるための三千四百二十三億四千九百一万二千元の合算額をいう。以下この条及び次条において同じ。）の合算額を控除した額の百分の九十四に相当する額とし、令和二年度分として交付すべき特別交付税の総額は、同年度分として交付すべき交付税の総額から返還金等の額及び令和二年度震災復興特別交付税額の合算額を控除した額の百分の六に相当する額に返還金等の額及び令和二年度震災復興特別交付税額の合算額を加算した額とする。

（令和二年度震災復興特別交付税額の一部の令和三年度における交付等）

第十二条 令和二年度分として交付すべき交付税の総額のうち令和二年度震災復興特別交付税額については、東日本大震災に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業の実施状況を勘案して総務大臣が定める額以内の額を令和二年度内に交付しないで、当該総務大臣が定める額以内の額（旧法附則第十二条第一項の規定により令和二年度分として交付すべき交付税の総額に加算された旧法附則第十一条に規定する令和元年度震災復興特別交付税額の一部のうち、令和二年度内に交付しない額を除く。）を第六条第二項の当該年度の前年度以前の年度における交付税でまだ交付していない額として、令和三年度分として交付すべき交付税の総額に加算して交付することができる。

2 前項の規定により令和二年度震災復興特別交付税額の一部を令和三年度分の交付税の総額に加算して交付する場合には、同年度分として交付すべき普通交付税の総額は、同項の規定による令和二年度震災復興特別交付税

すべき交付税の総額に加算された旧法附則第十一条に規定する平成三十年度震災復興特別交付税額の一部及び附則第四条に規定する震災復興特別交付税に充てるための三千七百五十四億千八百五十八万六千円の合算額をいう。以下この条及び次条において同じ。）の合算額を控除した額の百分の九十四に相当する額とし、令和元年度分として交付すべき特別交付税の総額は、同年度分として交付すべき交付税の総額から返還金等の額、九百五十億円及び令和元年度震災復興特別交付税額の合算額を控除した額の百分の六に相当する額に返還金等の額、九百五十億円及び令和元年度震災復興特別交付税額の合算額を加算した額とする。

（令和元年度震災復興特別交付税額の一部の令和二年度における交付等）

第十二条 令和元年度分として交付すべき交付税の総額のうち令和元年度震災復興特別交付税額については、東日本大震災に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業の実施状況を勘案して総務大臣が定める額以内の額を令和元年度内に交付しないで、当該総務大臣が定める額以内の額（旧法附則第十二条第一項の規定により令和元年度分として交付すべき交付税の総額に加算された旧法附則第十一条に規定する平成三十年度震災復興特別交付税額の一部のうち、令和元年度内に交付しない額を除く。）を第六条第二項の当該年度の前年度以前の年度における交付税でまだ交付していない額として、令和二年度分として交付すべき交付税の総額に加算して交付することができる。

2 前項の規定により令和元年度震災復興特別交付税額の一部を令和二年度分の交付税の総額に加算して交付する場合には、同年度分として交付すべき普通交付税の総額は、同項の規定による令和元年度震災復興特別交付税

額の一部分の加算がなかったものとした場合における令和三年度分の交付税の総額から返還金等の額（第二十条の三第二項の規定により同年度分の交付税の総額に算入される額をいう。以下この項において同じ。）を控除した額の百分の九十四に相当する額とし、同年度分として交付すべき特別交付税の総額は、前項の規定による令和二年度震災復興特別交付税額の一部分の加算がなかったものとした場合における令和三年度分の交付税の総額から返還金等の額を控除した額の百分の六に相当する額に返還金等の額及び同項の規定により加算された令和二年度震災復興特別交付税額の一部の合算額を加算した額とする。

（震災復興特別交付税の額の決定時期及び決定時期ごとに決定すべき額の特例）

第十三条 令和二年度及び令和三年度において、各地方団体に交付すべき震災復興特別交付税の額の決定については、第十五条第二項の規定にかかわらず、東日本大震災に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業の実施状況及び東日本大震災のための財政収入の減少の状況を勘案して、総務省令で定めるところにより、決定時期及び決定時期ごとに決定すべき額に関する特例を設けるものとする。

2 前項の場合における第十五条、第十六条、第十八条から第二十条まで、第二十三条及び第二十四条の規定の適用については、第十五条第二項中「額を」とあるのは「額（附則第四条に規定する震災復興特別交付税の額を除く。以下この項において同じ。）を」と、「当該年度の特別交付税の総額」とあるのは、「令和二年度にあつては同年度の特別交付税の総額から附則第十一条に規定する令和二年度震災復興

額の一部分の加算がなかったものとした場合における令和二年度分の交付税の総額から返還金等の額（第二十条の三第二項の規定により同年度分の交付税の総額に算入される額をいう。以下この項において同じ。）を控除した額の百分の九十四に相当する額とし、同年度分として交付すべき特別交付税の総額は、前項の規定による令和元年度震災復興特別交付税額の一部の加算がなかったものとした場合における令和二年度分の交付税の総額から返還金等の額を控除した額の百分の六に相当する額に返還金等の額及び同項の規定により加算された令和元年度震災復興特別交付税額の一部の合算額を加算した額とする。

（震災復興特別交付税の額の決定時期及び決定時期ごとに決定すべき額の特例）

第十三条 令和元年度及び令和二年度において、各地方団体に交付すべき震災復興特別交付税の額の決定については、第十五条第二項の規定にかかわらず、東日本大震災に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業の実施状況及び東日本大震災のための財政収入の減少の状況を勘案して、総務省令で定めるところにより、決定時期及び決定時期ごとに決定すべき額に関する特例を設けるものとする。

2 前項の場合における第十五条、第十六条、第十八条から第二十条まで、第二十三条及び第二十四条の規定の適用については、第十五条第二項中「特別交付税の額を」とあるのは「特別交付税の額（附則第四条に規定する震災復興特別交付税の額を除く。以下この項において同じ。）を」と、「当該年度の特別交付税の総額」とあるのは、「令和元年度にあつては同年度の特別交付税の総額から附則第十一条に規定する令和元年度震災復興

特別交付税額を、令和三年度にあつては同年度の特別交付税の総額から附則第十二条第一項の規定により加算された附則第十一条に規定する令和二年度震災復興特別交付税額の一部をそれぞれ控除した額」と、同条第四項中「又は前項」とあるのは「若しくは前項又は附則第十三条第一項」と、第二十条第一項中「前二条」とあるのは「前二条並びに附則第十三条第一項」と、同条第二項中「第八項」とあるのは「第八項並びに附則第十三条第一項」と、第二十三条第三号中「又は第十五条」とあるのは「若しくは第十五条又は附則第十三条第一項」とする。

（令和二年度及び令和三年度における交付時期ごとに交付すべき額の特例

）

第十四条 令和二年度及び令和三年度における第十六条第一項の規定の適用については、同項の表四月及び六月の項中「年度の交付税の総額」とあるのは、令和二年度にあつては「前年度の交付税の総額」とあるのは、令和二年度にあつては「

の前

から附則第十一条に規定する令和二年度震災復興特別交付税額を控除した額の前年度の交付税の総額から地方交付税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第 号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第十一条に規定する令和元年度震災復興特別交付税額のうち令和元年度において交付された額を控除した額」と、令和三年度にあつては「から附則第十二条第一項の規定により加算された附則第十一条に規定する令和二年度震災復興特別交付税額の一部を控除した額の前年度の交付税の総額から同条に規定する令和二年度震災復興特別交付税額のうち令和二年度において交付された額を控除した額」とする。

特別交付税額を、令和二年度にあつては同年度の特別交付税の総額から附則第十二条第一項の規定により加算された附則第十一条に規定する令和元年度震災復興特別交付税額の一部をそれぞれ控除した額」と、同条第四項中「又は前項」とあるのは「若しくは前項又は附則第十三条第一項」と、第二十条第一項中「前二条」とあるのは「前二条並びに附則第十三条第一項」と、同条第二項中「第八項」とあるのは「第八項並びに附則第十三条第一項」と、第二十三条第三号中「又は第十五条」とあるのは「若しくは第十五条又は附則第十三条第一項」とする。

（令和元年度及び令和二年度における交付時期ごとに交付すべき額の特例

）

第十四条 令和元年度及び令和二年度における第十六条第一項の規定の適用については、同項の表四月及び六月の項中「当該年度の交付税の総額の前年度の交付税の総額」とあるのは、令和元年度にあつては「当該年度の交付税の総額から附則第十一条に規定する令和元年度震災復興特別交付税額を控除した額の前年度の交付税の総額から地方交付税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第五号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第十一条に規定する平成三十年度震災復興特別交付税額のうち平成三十年度において交付された額を控除した額」と、令和二年度にあつては「当該年度の交付税の総額から附則第十二条第一項の規定により加算された附則第十一条に規定する令和元年度震災復興特別交付税額の一部を控除した額の前年度の交付税の総額から同条に規定する令和元年度震災復興特別交付税額のうち令和元年度において交付された額を控除した額」とする。

(震災復興特別交付税の額の加算、減額及び返還)

第十五条 令和二年度及び令和三年度において、総務大臣は、東日本大震災に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業の実績、東日本大震災のための財政収入の減少の状況その他の事由により、平成二十三年以降に地方団体に交付した震災復興特別交付税の額が、当該地方団体に交付すべきであつた震災復興特別交付税の額に満たないときは当該地方団体を、当該地方団体に交付すべきであつた震災復興特別交付税の額を超えるときは当該超える額（次項及び第三項において「超過交付額」という。）を、総務省令で定めるところにより、総務省令で定める時期に当該地方団体に交付すべき震災復興特別交付税の額に加算し、又はこれから減額した額をもつて当該時期に当該地方団体に交付すべき震災復興特別交付税の額とすることができる。

2 略

3 令和四年度以降の各年度において、総務大臣は、超過交付額が生じた地方団体について、総務省令で定めるところにより、当該超過交付額を返還させることができる。ただし、当該地方団体から当該超過交付額を返還させる場合には、その方法について、あらかじめ、当該地方団体の意見を聴かなければならない。

(震災復興特別交付税の額の加算、減額及び返還)

第十五条 令和元年度及び令和二年度において、総務大臣は、東日本大震災に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業の実績、東日本大震災のための財政収入の減少の状況その他の事由により、平成二十三年以降に地方団体に交付した震災復興特別交付税の額が、当該地方団体に交付すべきであつた震災復興特別交付税の額に満たないときは当該地方団体を、当該地方団体に交付すべきであつた震災復興特別交付税の額を超えるときは当該超える額（次項及び第三項において「超過交付額」という。）を、総務省令で定めるところにより、総務省令で定める時期に当該地方団体に交付すべき震災復興特別交付税の額に加算し、又はこれから減額した額をもつて当該時期に当該地方団体に交付すべき震災復興特別交付税の額とすることができる。

2 前項の場合において、総務大臣は、超過交付額が総務省令で定める時期に交付すべき震災復興特別交付税の額を超える地方団体について、総務省令で定めるところにより、当該超える額を限度として、総務大臣が定める額を返還させることができる。ただし、当該地方団体から当該額を返還させる場合には、その方法について、あらかじめ、当該地方団体の意見を聴かなければならない。

3 令和三年度以降の各年度において、総務大臣は、超過交付額が生じた地方団体について、総務省令で定めるところにより、当該超過交付額を返還させることができる。ただし、当該地方団体から当該超過交付額を返還させる場合には、その方法について、あらかじめ、当該地方団体の意見を聴かなければならない。

別表第一（第十二条第四項関係）

道府県	地方団 体の種 類	経費の種類	測定単位	単位費用
一 警察費				
二 土木費				
一人につき				八、三七二、〇〇〇 円

4 前二項の場合においては、第十九条第三項、第六項前段、第七項及び第八項並びに第二十条の規定を準用する。

5 第二項及び第三項の場合における第四条及び第二十三条の規定の適用については、第四条第三号中「第十九条」とあるのは「第十九条（附則第十五条第四項において準用する場合を含む。）」と、同条第五号中「第二十条の二第四項」とあるのは「第二十条の二第四項及び附則第十五条第四項」と、同条第六号中「第二十条」とあるのは「第二十条（附則第十五条第四項において準用する場合を含む。）」と、第二十三条第六号中「第二十条の二第四項」とあるのは「第二十条の二第四項及び附則第十五条第四項」と、同条第七号中「の規定により同条第二項」とあるのは「（附則第十五条第四項において準用する場合を含む。）の規定により第二十条第二項（附則第十五条第四項において準用する場合を含む。）とする。」

別表第一（第十二条第四項関係）

道府県	地方団 体の種 類	経費の種類	測定単位	単位費用
一 警察費				
二 土木費				
一人につき				八、二九六、〇〇〇 円

1 道路橋り よう費	道路の面積 千平方 メートル	道路の延長 一キロ メートル	2 河川費	河川の延長 一キロ メートル	3 港湾費	港湾におけ る係留施設 の延長 つき	港湾におけ る外郭施設 の延長 つき	漁港におけ る係留施設 の延長 つき	漁港におけ る係留施設 の延長 つき	外郭施設 の延長 つき	外郭施設 の延長 つき
	一三五、〇〇〇	一、九五三、〇〇〇		一八四、〇〇〇	二八、七〇〇		五、八六〇	一〇、二〇〇			五、四三〇

1 道路橋り よう費	道路の面積 千平方 メートル	道路の延長 一キロ メートル	2 河川費	河川の延長 一キロ メートル	3 港湾費	港湾におけ る係留施設 の延長 つき	港湾におけ る外郭施設 の延長 つき	漁港におけ る係留施設 の延長 つき	漁港におけ る係留施設 の延長 つき	外郭施設 の延長 つき	外郭施設 の延長 つき
	一三五、〇〇〇	一、九四八、〇〇〇		一八七、〇〇〇	二八、五〇〇		六、〇三〇	一〇、三〇〇			五、七四〇

の延長	つぎ	4 その他の 人口	土木費	三 教育費	1 小学校費 教職員数	2 中学校費 教職員数	3 高等学校 教職員数	費	生徒数
の延長	つぎ	4 特別支援 教職員数	学校費	5 その他の 人口	5 その他の 教育費	学級数	学級数	学級数	学級数
の幼児、児	つぎ	一人に	一人に	一人に	一人に	一人に	一人に	一人に	一人に
私立の学校	一人に	一人に	一人に	一人に	一人に	一人に	一人に	一人に	一人に
の学生、数	二九七、五〇〇	二二二、〇〇〇	二二二、〇〇〇	二二二、〇〇〇	二二二、〇〇〇	二二二、〇〇〇	二二二、〇〇〇	二二二、〇〇〇	二二二、〇〇〇
校及び大学	二二二、〇〇〇	二二二、〇〇〇	二二二、〇〇〇	二二二、〇〇〇	二二二、〇〇〇	二二二、〇〇〇	二二二、〇〇〇	二二二、〇〇〇	二二二、〇〇〇
の学生、数	二二二、〇〇〇	二二二、〇〇〇	二二二、〇〇〇	二二二、〇〇〇	二二二、〇〇〇	二二二、〇〇〇	二二二、〇〇〇	二二二、〇〇〇	二二二、〇〇〇
私立の学校	二二二、〇〇〇	二二二、〇〇〇	二二二、〇〇〇	二二二、〇〇〇	二二二、〇〇〇	二二二、〇〇〇	二二二、〇〇〇	二二二、〇〇〇	二二二、〇〇〇
の幼児、児	二二二、〇〇〇	二二二、〇〇〇	二二二、〇〇〇	二二二、〇〇〇	二二二、〇〇〇	二二二、〇〇〇	二二二、〇〇〇	二二二、〇〇〇	二二二、〇〇〇

の延長	つぎ	4 その他の 人口	土木費	三 教育費	1 小学校費 教職員数	2 中学校費 教職員数	3 高等学校 教職員数	費	生徒数
の延長	つぎ	4 特別支援 教職員数	学校費	5 その他の 人口	5 その他の 教育費	学級数	学級数	学級数	学級数
の幼児、児	つぎ	一人に	一人に	一人に	一人に	一人に	一人に	一人に	一人に
私立の学校	一人に	一人に	一人に	一人に	一人に	一人に	一人に	一人に	一人に
の学生、数	二九三、五〇〇	二二二、〇〇〇	二二二、〇〇〇	二二二、〇〇〇	二二二、〇〇〇	二二二、〇〇〇	二二二、〇〇〇	二二二、〇〇〇	二二二、〇〇〇
校及び大学	二二二、〇〇〇	二二二、〇〇〇	二二二、〇〇〇	二二二、〇〇〇	二二二、〇〇〇	二二二、〇〇〇	二二二、〇〇〇	二二二、〇〇〇	二二二、〇〇〇
の学生、数	二二二、〇〇〇	二二二、〇〇〇	二二二、〇〇〇	二二二、〇〇〇	二二二、〇〇〇	二二二、〇〇〇	二二二、〇〇〇	二二二、〇〇〇	二二二、〇〇〇
私立の学校	二二二、〇〇〇	二二二、〇〇〇	二二二、〇〇〇	二二二、〇〇〇	二二二、〇〇〇	二二二、〇〇〇	二二二、〇〇〇	二二二、〇〇〇	二二二、〇〇〇
の幼児、児	二二二、〇〇〇	二二二、〇〇〇	二二二、〇〇〇	二二二、〇〇〇	二二二、〇〇〇	二二二、〇〇〇	二二二、〇〇〇	二二二、〇〇〇	二二二、〇〇〇

面積	公有林野の 面積	林野の面積 タール	2 林野行政 費	1 農業行政 費	5 労働費	4 高齢者保 健福祉費	3 衛生費	2 社会福祉 費	四 厚生労働費
									1 生活保護 町村部人口
タール	一ヘク	につき	一ヘク	一戸に つき	一人に つき	七十五歳以 上人口 一人に つき	一人に つき	一人に つき	一人に つき
	一五、四〇〇		五、二六〇	一〇七、〇〇〇	四三五	九七、二〇〇	一四、九〇〇	一八、〇〇〇	九、二六〇

面積	公有林野の 面積	林野の面積 タール	2 林野行政 費	1 農業行政 費	5 労働費	4 高齢者保 健福祉費	3 衛生費	2 社会福祉 費	四 厚生労働費
									1 生活保護 町村部人口
タール	一ヘク	につき	一ヘク	一戸に つき	一人に つき	七十五歳以 上人口 一人に つき	一人に つき	一人に つき	一人に つき
	一五、四〇〇		五、一五〇	一〇七、〇〇〇	四三一	九五、八〇〇	一四、六〇〇	一六、三〇〇	九、三五〇

八 補正予算債 償還費	平成 四年度	千円に つき	八〇〇	八	還金	係る元利償 た地方債に	は許可を得 いて同意又	め発行につ	に充てるた	業費の財源	七 災害復旧費	九五〇	七 災害復旧費	費	三 地域振興	人口	一人に つき	五三五	二 恩給費	恩給受給権 者数	一人に つき	八八四、〇〇〇	一 徴税費	世帯数	一世帯 につき	五、九三〇	六 総務費	四 商工行政	人口	一人に つき	一、九五〇	三 水産行政	水産業者数	一人に につき	三三五、〇〇〇

八 補正予算債 償還費	昭和六十二 年度から平	千円に つき	八〇〇	八	還金	係る元利償 た地方債に	は許可を得 いて同意又	め発行につ	に充てるた	業費の財源	七 災害復旧費	九五〇	七 災害復旧費	費	三 地域振興	人口	一人に つき	五三三	二 恩給費	恩給受給権 者数	一人に つき	九四五、〇〇〇	一 徴税費	世帯数	一世帯 につき	五、九八〇	六 総務費	四 商工行政	人口	一人に つき	一、九四〇	三 水産行政	水産業者数	一人に につき	三三〇、〇〇〇

成十年	度	ま	
で	の	各	年
に	お	い	て
の	補	正	予
算	に	係	る
事	業	費	の
財	源	に	充
て	る	た	
め	発	行	を
許	さ	れ	た
地	方	債	に
係	る		
元	利	償	還
金			
平	成	十	一
年			
千	円	に	
度	か	ら	平
成			
十	四	年	度
ま			
で	及	び	平
成			
十	六	年	度
か			
ら	令	和	元
年			
度	ま	だ	の
各	年	度	に
お			
い	て	国	の
補			
正	予	算	等
に			
係	る	事	業
費			
の	財	源	に
充			

成十年	度	ま	千 円 に つ き
で	の	各年度	
に	お	いて	国
の	補	正	予算
等	に	係	る事
業	費	の	財源
に	充	て	るた
め	発	行	を許
可	さ	れ	た地
方	債	に	係る
元	利	償	還金
平	成	十	一
度	か	ら	平
十	四	年	度
ま	で	及	び
平	成	十	六
年	度	か	ら
平	成	三	十
年	度	ま	で
の	各	年	度
に	お	い	て
国	の	補	
正	予	算	等
に	係	る	事
業	費		
の	財	源	に
充			

										十一 財源対策 債償還費			
において特 別に発行を 許可された 地方債の額	平成十一年 千円に	度から令和 つき	元年度まで の各年度の 財源対策の ため当該各 年度におい て発行につ いて同意又 は許可を得 た地方債の 額	個人の道府 千円に	県民税に係 る特別減税 等による平 成六年度か ら平成八年 度まで及び								
	二二												

平成十一年	度から平成	十八年度ま	での各年度	の減収を補	填するため	当該各年度	において特	別に起こす	ことができる	ることさ	れた地方債	の額	臨時財政対	千円に
十三	臨時財政	対策債償還費	策のため平	つき	成十三年度	から令和元	年度	までの各年度に	において特別	に起こすこと	ができること	とされ		

六二

十四	東日本大震災全国緊急防災施策等償還費	平成二十三年度から令和元年度までの各年度において東日本大震災全国緊急防災施策等に要する費用に充てるため発行した地方債の額	千円につき
十五	国土強靱化施策償還費	令和元年度において国土強靱化施策に要する費用に充てるため発行した地方債の額	千円につき

市町村										
一 消防費										について同意又は許可を得た地方債の額
二 土木費										
1 道路橋りよう費										
道路の面積										
人口										について同意又は許可を得た地方債の額
道路の延長										
港湾における係留施設の延長										
港湾における係留施設の延長										
の延長										について同意又は許可を得た地方債の額
の延長										
の延長										
の延長										
の延長										について同意又は許可を得た地方債の額
の延長										
の延長										
の延長										
の延長										について同意又は許可を得た地方債の額
の延長										
の延長										
の延長										
の延長										について同意又は許可を得た地方債の額
の延長										
の延長										
の延長										
の延長										について同意又は許可を得た地方債の額
の延長										
の延長										
の延長										
の延長										について同意又は許可を得た地方債の額
の延長										
の延長										
の延長										
の延長										について同意又は許可を得た地方債の額
の延長										
の延長										
の延長										
の延長										について同意又は許可を得た地方債の額
の延長										
の延長										
の延長										
の延長										について同意又は許可を得た地方債の額
の延長										
の延長										
の延長										
の延長										について同意又は許可を得た地方債の額
の延長										
の延長										
の延長										
の延長										について同意又は許可を得た地方債の額
の延長										
の延長										
の延長										
の延長										について同意又は許可を得た地方債の額
の延長										
の延長										
の延長										
の延長										について同意又は許可を得た地方債の額
の延長										
の延長										
の延長										
の延長										について同意又は許可を得た地方債の額
の延長										
の延長										
の延長										
の延長										について同意又は許可を得た地方債の額
の延長										
の延長										
の延長										
の延長										について同意又は許可を得た地方債の額
の延長										
の延長										
の延長										
の延長										について同意又は許可を得た地方債の額
の延長										
の延長										
の延長										
の延長										について同意又は許可を得た地方債の額
の延長										
の延長										
の延長										
の延長										について同意又は許可を得た地方債の額
の延長										
の延長										
の延長										
の延長										について同意又は許可を得た地方債の額
の延長										
の延長										
の延長										
の延長										について同意又は許可を得た地方債の額
の延長										
の延長										
の延長										
の延長										について同意又は許可を得た地方債の額
の延長										
の延長										
の延長										
の延長										について同意又は許可を得た地方債の額
の延長										
の延長										
の延長										
の延長										について同意又は許可を得た地方債の額
の延長										
の延長										
の延長										
の延長										について同意又は許可を得た地方債の額
の延長										
の延長										
の延長										
の延長										について同意又は許可を得た地方債の額
の延長										
の延長										
の延長										
の延長										について同意又は許可を得た地方債の額
の延長										
の延長										
の延長										
の延長										について同意又は許可を得た地方債の額
の延長										
の延長										
の延長										
の延長										について同意又は許可を得た地方債の額
の延長										
の延長										
の延長										
の延長										について同意又は許可を得た地方債の額
の延長										
の延長										
の延長										
の延長										について同意又は許可を得た地方債の額
の延長										
の延長										
の延長										
の延長										について同意又は許可を得た地方債の額
の延長										
の延長										
の延長										
の延長										について同意又は許可を得た地方債の額
の延長										
の延長										
の延長										
の延長										について同意又は許可を得た地方債の額
の延長										
の延長										
の延長										
の延長										について同意又は許可を得た地方債の額
の延長										
の延長										
の延長										
の延長										について同意又は許可を得た地方債の額
の延長										
の延長										
の延長										
の延長										について同意又は許可を得た地方債の額
の延長										
の延長										
の延長										
の延長										について同意又は許可を得た地方債の額
の延長										
の延長										
の延長										
の延長										について同意又は許可を得た地方債の額
の延長										
の延長										
の延長										
の延長										について同意又は許可を得た地方債の額
の延長										
の延長										
の延長										
の延長										について同意又は許可を得た地方債の額
の延長										
の延長										
の延長										
の延長										について同意又は許可を得た地方債の額
の延長										
の延長										
の延長										
の延長										について同意又は許可を得た地方債の額
の延長										
の延長										
の延長										
の延長										について同意又は許可を得た地方債の額
の延長										
の延長										
の延長										
の延長										について同意又は許可を得た地方債の額
の延長										
の延長										
の延長										
の延長										について同意又は許可を得た地方債の額
の延長										
の延長										
の延長										
の延長										について同意又は許可を得た地方債の額
の延長										
の延長										
の延長										
の延長										について同意又は許可を得た地方債の額
の延長										
の延長										
の延長										
の延長										について同意又は許可を得た地方債の額
の延長										
の延長										
の延長										
の延長										について同意又は許可を得た地方債の額
の延長										
の延長										
の延長										
の延長										について同意又は許可を得た地方債の額
の延長										
の延長										
の延長										
の延長										について同意又は許可を得た地方債の額
の延長										
の延長										
の延長										
の延長										について同意又は許可を得た地方債の額
の延長										
の延長										
の延長										
の延長										について同意又は許可を得た地方債の額
の延長										
の延長										
の延長										
の延長										について同意又は許可を得た地方債の額
の延長										
の延長										
の延長										
の延長										について同意又は許可を得た地方債の額
の延長										
の延長										
の延長										
の延長										について同意又は許可を得た地方債の額
の延長										
の延長										
の延長										
の延長										について同意又は許可を得た地方債の額
の延長										
の延長										
の延長										
の延長										について同意又は許可を得た地方債の額
の延長										
の延長										
の延長										
の延長										について同意又は許可を得た地方債の額
の延長										
の延長										
の延長										
の延長										について同意又は許可を得た地方債の額
の延長										
の延長										
の延長										
の延長										について同意又は許可を得た地方債の額
の延長										
の延長										
の延長										
の延長										について同意又は許可を得た地方債の額
の延長										
の延長										
の延長										
の延長										について同意又は許可を得た地方債の額
の延長										
の延長										
の延長										
の延長										について同意又は許可を得た地方債の額
の延長										
の延長										
の延長										
の延長										について同意又は許可を得た地方債の額
の延長										
の延長										
の延長										
の延長										について同意又は許可を得た地方債の額
の延長										
の延長										
の延長										
の延長										について同意又は許可を得た地方債の額
の延長										

学級数	1 小学校費 児童数	三 教育費 土木費	6 その他の 人口	5 下水道費 人口			4 公園費 人口	人口	3 都市計画 費 都市計画区 域における つぎ	の延長 の延長	る外郭施設 トルに	漁港におけ 一メー	の延長 の延長 つぎ	る係留施設 トルに	漁港におけ 一メー
一学級	一人につき		一人につき	一人につき	一人につき	都市公園の 千平方 メートル	一人につき		一人につき						一〇、二〇〇
八九三、〇〇〇	四四、六〇〇		一、四八〇	九七		三七、〇〇〇	五三六		九九一						三、八三〇

学級数	1 小学校費 児童数	三 教育費 土木費	6 その他の 人口	5 下水道費 人口			4 公園費 人口	人口	3 都市計画 費 都市計画区 域における つぎ	の延長 の延長	る外郭施設 トルに	漁港におけ 一メー	の延長 の延長 つぎ	る係留施設 トルに	漁港におけ 一メー
一学級	一人につき		一人につき	一人につき	一人につき	都市公園の 千平方 メートル	一人につき		一人につき						一〇、三〇〇
八九三、〇〇〇	四四、三〇〇		一、五四〇	九六		三六、六〇〇	五三四		九九〇						四、〇七〇

1 生活保護	四 厚生費	市部人口	一人に	9、二二〇	4 その他の 教育費	人口	一人に	5、七〇〇	3 高等学校 費
2 中学校費	生徒数	学校数	一人に	四二、六〇〇	生徒数	一人に	つき	七三、三〇〇	3 高等学校 教職員数
学級数	一人に	つき	一学級	一、一〇一、〇〇〇	学校数	一人に	つき	九、一四七、〇〇〇	2 中学校費
学校数	一人に	つき	一校に	一〇、二四四、〇〇〇	学校数	一人に	つき	六六二、〇〇〇	4 その他の 教育費

1 生活保護	四 厚生費	市部人口	一人に	九、二三〇	4 その他の 教育費	人口	一人に	五、二九〇	3 高等学校 費
2 中学校費	生徒数	学校数	一人に	四二、三〇〇	生徒数	一人に	つき	七一、一〇〇	3 高等学校 教職員数
学級数	一人に	つき	一学級	一、〇九七、〇〇〇	学校数	一人に	つき	八、六一〇、〇〇〇	2 中学校費
学校数	一人に	つき	一校に	九、四四六、〇〇〇	学校数	一人に	つき	三九三、〇〇〇	4 その他の 教育費

基本台帳費	3 地域振興費		七 災害復旧費					八 辺地対策事業債償還費	
	世帯数	人口	面積	災害復旧事業費の財源	に充てられた	め発行について同意又は許可を得た	た地方債に係る元利償還金	辺地対策事業費の財源	に充てられた
つき	一世帯につき	一人につき	一平方キロメートルにつき	千円につき				千円につき	
	二、一七〇	一、七二〇	一、〇三七、〇〇〇	九五〇				八〇〇	

基本台帳費	3 地域振興費		七 災害復旧費					八 辺地対策事業債償還費	
	世帯数	人口	面積	災害復旧事業費の財源	に充てられた	め発行について同意又は許可を得た	た地方債に係る元利償還金	辺地対策事業費の財源	に充てられた
つき	一世帯につき	一人につき	一平方キロメートルにつき	千円につき				千円につき	
	二、一〇〇	一、七四〇	一、〇三七、〇〇〇	九五〇				八〇〇	

は許可を得	た地方債に	係る元利償	還金	九 補正予算債 償還費	平成四年度 から平	成十年度ま での各年度 において国 の補正予算 等に係る事 業費の財源 に充てるた め発行を許 可された地 方債に係る 元利償還金	平成十一年 度から平成 十四年度ま で及び平成 十六年度か ら令和元年	千円に つき	千円に つき	八〇〇	五三
-------	-------	-------	----	----------------	--------------	---	--	-----------	-----------	-----	----

十一	臨時財政 特例償還費	臨時財政特 例対策のた つぎ	二七
十二	財源対策 償還費	平成十年 度から平 成十二年 度までの 各年度に おいて特 別に発行 を許可さ れた地方 債の額	二一
十三	減税補填	個人の市町 千円に	六一

債償還費												
村民税に係る特別減税等による平成六年度から平成八年度まで及び平成十一年度から平成十八年度までの各年度の減収を補填するため当該各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額												
十四 臨時財政対策債償還費												
村民税に係る特別減税等による平成六年度から平成八年度まで及び平成十一年度から平成十八年度までの各年度の減収を補填するため当該各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	臨時財政対千円に	策のため平	成十三年度	から令和元								
		つき										
	六一											

債償還費												
村民税に係る特別減税等による平成六年度から平成八年度まで及び平成十年度から平成十八年度までの各年度の減収を補填するため当該各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額												
十四 臨時財政対策債償還費												
村民税に係る特別減税等による平成六年度から平成八年度まで及び平成十年度から平成十八年度までの各年度の減収を補填するため当該各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	臨時財政対千円に	策のため平	成十三年度	から平成三								
		つき										
	六二											

年度	までの各年度に	おいて特別に起こすことができないこととされた地方債の額	平成二十三年	千円につき	十五 東日本大震災全国緊急防災施策等償還費	東日本大震災全国緊急防災施策等に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額
----	---------	-----------------------------	--------	-------	-----------------------	---

市町村		道府県		種 類	団 体 の 測 定 単 位	地 方
人口	面積	人口	面積			
一人につき 一平方キロ メートルに	二、二四四、〇〇〇	一人につき 一平方キロ メートルに	一、一一一、〇〇〇	九、一五〇	単位費用	十六 国土強靱 化施策債償還 令和元年度 千円に つき
	円		円			一

別表第二（第十二条第五項関係）

市町村		道府県		種 類	団 体 の 測 定 単 位	地 方
人口	面積	人口	面積			
一人につき 一平方キロ メートルに	二、三二〇、〇〇〇	一人につき 一平方キロ メートルに	一、一二〇、〇〇〇	九、〇七〇	単位費用	
	円		円			

別表第二（第十二条第五項関係）

特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）の一部改正（第二条関係）

※ 「現行」は、地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第 号）附則第三十二条による改正後のもの

（傍線部は改正部分）

改正案

附則

（交付税特別会計における借入金の特例）

第四条 交付税特別会計において、令和二年度から令和三十三年度までの各年度において、地方交付税交付金を支弁するために必要がある場合には、第十三条第一項の規定にかかわらず、令和二年度にあつては三十兆七千百二十二億九千五百四十万八千円を、令和三年度から令和六年度までの各年度にあつては三十兆七千百二十二億九千五百四十万八千円から次の表の上欄に掲げる当該年度までの各年度に應ずる同表の下欄に定める額を順次控除して得た金額を、令和七年度から令和三十三年度までの各年度にあつては二十七兆七千百二十二億九千五百四十万八千円から毎年度一兆円を順次控除して得た金額を限り、予算で定めるところにより、交付税特別会計の負担において、借入金を行うことができる。

年 度	控 除 額
令和三年度	六千億円
令和四年度	七千億円
令和五年度	八千億円

現行

附則

（交付税特別会計における借入金の特例）

第四条 交付税特別会計において、令和元年度から令和三十三年度までの各年度において、地方交付税交付金を支弁するために必要がある場合には、第十三条第一項の規定にかかわらず、令和元年度にあつては三十一兆二百二十二億九千五百四十万八千円を、令和二年度から令和六年度までの各年度にあつては三十一兆二千二百二十二億九千五百四十万八千円から次の表の上欄に掲げる当該年度までの各年度に應ずる同表の下欄に定める額を順次控除して得た金額を、令和七年度から令和三十三年度までの各年度にあつては二十七兆七千百二十二億九千五百四十万八千円から毎年度一兆円を順次控除して得た金額を限り、予算で定めるところにより、交付税特別会計の負担において、借入金を行うことができる。

年 度	控 除 額
令和二年度	五千億円
令和三年度	六千億円
令和四年度	七千億円
令和五年度	八千億円

2・3 略

(交付税特別会計における一時借入金の利子の繰入れの特例)

第五条 令和二年度に限り、第十五条第一項の規定による一時借入金（森林環境譲与税譲与金に係るものを除く。）の利子の支払に充てるために必要がある場合には、第六条の規定にかかわらず、予算で定める金額を限り、一般会計から交付税特別会計に繰り入れることができる。

(交付税特別会計における一般会計からの繰入金の額の特例)

第九条 令和二年度における第二十四条の規定による一般会計からの繰入金の額は、同条の規定により算定した額に地方交付税法附則第四条第二号

に掲げる額を加算した額に二千五百億円を加算した額から同条第六号に掲げる額を減額した額とする。

2 令和三年度以降の各年度における第二十四条の規定による一般会計からの繰入金の額は、当分の間、同条の規定により算定した額に百五十四億円を加算した額とする。

3 令和三年度から令和十四年度までの各年度における第二十四条の規定による一般会計からの繰入金の額は、令和三年度にあつては前項

の規定により算定した額に第一号に掲げる額を加算した額から第二号に掲げる額を減額した額とし、令和

2 前項の規定による借入金は、一年内に償還しなければならない。

3 第一項の規定による借入金の利子の支払に充てるために必要がある場合には、第六条の規定にかかわらず、予算で定める金額を限り、一般会計から交付税特別会計に繰り入れることができる。

(交付税特別会計における一時借入金(利子の繰入れの特例)

第五条 令和元年度に限り、第十五条第一項の規定による一時借入金（森林環境譲与税譲与金に係るものを除く。）の利子の支払に充てるために必要がある場合には、第六条の規定にかかわらず、予算で定める金額を限り、一般会計から交付税特別会計に繰り入れることができる。

(交付税特別会計における一般会計からの繰入金の額の特例)

第九条 令和元年度における第二十四条の規定による一般会計からの繰入金の額は、同条の規定により算定した額に地方交付税法附則第四条第二号及び第三号に掲げる額を加算した額に百七十二億円を加算した額から同条第七号に掲げる額を減額した額とする。

2 令和二年度以降の各年度における第二十四条の規定による一般会計からの繰入金の額は、当分の間、同条の規定により算定した額に百五十四億円を加算した額とする。

3 令和二年度から令和十四年度までの各年度における第二十四条の規定による一般会計からの繰入金の額は、令和二年度にあつては前項の規定により算定した額に第一号に掲げる額を加算した額から第二号に掲げる額を減額した額とし、令和三年度にあつては同項の規定により算定した額に第一

号に掲げる額を加算した額から第三号に掲げる額を減額した額とし、令和

四年度から令和八年度までの各年度にあつては同項の規定により算定した額に第一号に掲げる額を加算した額から第三号に掲げる額を減額した額とし、令和九年度から令和十二年度までの各年度にあつては同項の規定により算定した額に第一号に掲げる額を加算した額から第四号に掲げる額を減額した額とし、令和十三年度及び令和十四年度にあつては同項の規定により算定した額に第一号に掲げる額を加算した額とする。

一 次の表の上欄に掲げる当該各年度に應ずる同表の下欄に定める金額

年 度	金 額
令和三年度	二千九十二億円
令和四年度	千六百五十六億円
令和五年度	千二百十七億円
令和六年度	八百三十四億円
令和七年度	七百七十五億円
令和八年度	五百三十五億円
令和九年度	百三十四億円
令和十年度	四十一億円
令和十一年度	十四億円
令和十二年度	七億円
令和十三年度	三億円
令和十四年度	三億円

(削る)

四年度から令和八年度までの各年度にあつては同項の規定により算定した額に第一号に掲げる額を加算した額から第四号に掲げる額を減額した額とし、令和九年度から令和十二年度までの各年度にあつては同項の規定により算定した額に第一号に掲げる額を加算した額から第五号に掲げる額を減額した額とし、令和十三年度及び令和十四年度にあつては同項の規定により算定した額に第一号に掲げる額を加算した額とする。

一 次の表の上欄に掲げる当該各年度に應ずる同表の下欄に定める金額

年 度	金 額
令和二年度	二千五百三十三億円
令和三年度	二千九十二億円
令和四年度	千六百五十六億円
令和五年度	千二百十七億円
令和六年度	八百三十四億円
令和七年度	七百七十五億円
令和八年度	五百三十五億円
令和九年度	百三十四億円
令和十年度	四十一億円
令和十一年度	十四億円
令和十二年度	七億円
令和十三年度	三億円
令和十四年度	三億円

二 地方交付税法附則第四条の二第四項の規定により令和二年度分の交付

税の総額から減額する金額 二千三百五十四億八千四百四十万円

二 略	三 略	四 略
三 地方交付税法附則第四条の二第四項の規定により令和三年度分の交付税の総額から減額する金額 三千四億四千二百四十八万二千円	四 地方交付税法附則第四条の二第四項の規定により令和四年度から令和八年度までの各年度分の交付税の総額から減額する金額 二千四百六十億七千七百八万二千円	五 地方交付税法附則第四条の二第四項の規定により令和九年度から令和十二年度までの各年度分の交付税の総額から減額する金額 千六百三十三億四千五十八万二千円

改 正 案	現 行
附 則 （公営競技を行う地方公共団体の納付金） 第三十二条の二 地方公共団体は、昭和四十五年度から令和七年度 までの間に法律の定めるところにより公営競技を行うときは、地方債の利子の軽減に資するための資金として、毎年度、政令で定めるところにより、当該公営競技の収益のうちから、その売得金又は売上金の額に千分の十二以内において政令で定める率を乗じて得た金額に相当する金額を地方公共団体金融機構に納付するものとする。 （令和二年度から令和四年度まで の間における地方債の特例等） 第三十三条の五の二 地方公共団体は、令和二年度から令和四年度までの間に限り、第五条ただし書の規定により起こす地方債のほか、適正な財政運営を行うにつき必要とされる財源に充てるため、地方交付税法附則第六条第一項 の規定により控除する額についての同項の規定に従つて総務省令で定める方法により算定した額の範囲内で、地方債を起こすことができる。 2 略	附 則 （公営競技を行う地方公共団体の納付金） 第三十二条の二 地方公共団体は、昭和四十五年度から平成三十二年度までの間に法律の定めるところにより公営競技を行うときは、地方債の利子の軽減に資するための資金として、毎年度、政令で定めるところにより、当該公営競技の収益のうちから、その売得金又は売上金の額に千分の十二以内において政令で定める率を乗じて得た金額に相当する金額を地方公共団体金融機構に納付するものとする。 （平成二十九年度から平成三十一年度までの間における地方債の特例等） 第三十三条の五の二 地方公共団体は、平成二十九年度から平成三十一年度までの間に限り、第五条ただし書の規定により起こす地方債のほか、適正な財政運営を行うにつき必要とされる財源に充てるため、地方交付税法附則第六条の二第二項の規定により控除する額についての同項の規定に従つて総務省令で定める方法により算定した額の範囲内で、地方債を起こすことができる。 2 前項の規定により地方公共団体が起こすことができることとされた地方債の元利償還金に相当する額については、地方交付税法の定めるところに

(退職手当の財源に充てるための地方債の特例)

第三十三条の五の五 地方公共団体は、平成十八年度から令和七年度までの間に限り、当該各年度に支給すべき退職手当（都道府県にあつては市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条及び第二条の規定に基づき都道府県が負担する退職手当を含み、市町村にあつては当該都道府県が負担する退職手当を除く。以下この条及び第三十三条の八において同じ。）の合計額が著しく多額であることにより財政の安定が損なわれることのないよう、退職手当（公営企業に係るものを除く。）の財源に充てるため、第五条の規定にかかわらず、当該年度に支給すべき退職手当の合計額のうち著しく多額であると認められる部分として総務省令で定めるところにより算定した額の範囲内で、地方債を起こすことができる。

(廃止前暫定措置法に係る地方債の特例)

第三十三条の五の六 都道府県は、令和元年度に限り、地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号。以下この条及び第三十三条の五の十において「平成二十八年地方税法等改正法」という。）第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号。以下この条及び第三十三条の五の十において「廃止前暫定措置法」という。）第三章及び第四章並びに平成二十八年地方税法等改正法附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる廃止前暫定措置法第三章及び平成二十八年地方税法等改正法附則第

より、当該地方公共団体に交付すべき地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入するものとする。

(退職手当の財源に充てるための地方債の特例)

第三十三条の五の五 地方公共団体は、平成十八年度から平成三十七年度までの間に限り、当該各年度に支給すべき退職手当（都道府県にあつては市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条及び第二条の規定に基づき都道府県が負担する退職手当を含み、市町村にあつては当該都道府県が負担する退職手当を除く。以下この条及び第三十三条の八において同じ。）の合計額が著しく多額であることにより財政の安定が損なわれることのないよう、退職手当（公営企業に係るものを除く。）の財源に充てるため、第五条の規定にかかわらず、当該年度に支給すべき退職手当の合計額のうち著しく多額であると認められる部分として総務省令で定めるところにより算定した額の範囲内で、地方債を起こすことができる。

(廃止前暫定措置法に係る地方債の特例)

第三十三条の五の六 都道府県は、平成三十一年度に限り、地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号。以下この条及び第三十三条の五の十において「平成二十八年地方税法等改正法」という。）第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号。以下この条及び第三十三条の五の十において「廃止前暫定措置法」という。）第三章及び第四章並びに平成二十八年地方税法等改正法附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる廃止前暫定措置法第三章及び平成二十八年地方税法等改正法附則第

三十二条の規定によりなおその効力を有するものとされる廃止前暫定措置法第四章の規定による減収額がある場合には、当該減収額を埋めるため、第五条の規定にかかわらず、当該減収額を勘案して総務省令で定めるところにより算定した額の範囲内で、地方債を起すことができる。

（特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律等の施行等に伴う地方債の特例）

第三十三条の五の十 略

（河川等におけるしゅんせつ等に係る地方債の特例）

第三十三条の五の十一 地方公共団体は、令和二年度から令和六年度までの間に限り、河川（河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第三条第一項に規定する河川（同法第百条の規定により同法の二級河川に関する規定が準用される河川を含む。）及び同法第百条の二第一項に規定する普通河川をいう。）、ダム（同法第三条第二項に規定する河川管理施設であるダムをいう。）、砂防設備（砂防法（明治三十年法律第二十九号）第一条に規定する砂防設備をいう。）及び治山事業（森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第十条の十五第四項第四号に規定する治山事業をいう。）により設置された施設において実施されるしゅんせつ及び樹木の伐採（以下この条において「河川等におけるしゅんせつ等」という。）に係る事業であつて、総務省令で定める事項を定めた当該地方公共団体における河川等におけるしゅんせつ等に関する計画に基づいて行われるものに要する経費の財源に充てるため、第五条の規定にかかわらず、地方債を起すことができる。

（退職手当の財源に充てるための地方債についての関与の特例）

三十二条の規定によりなおその効力を有するものとされる廃止前暫定措置法第四章の規定による減収額がある場合には、当該減収額を埋めるため、第五条の規定にかかわらず、当該減収額を勘案して総務省令で定めるところにより算定した額の範囲内で、地方債を起すことができる。

（特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律等の施行等に伴う地方債の特例）

第三十三条の五の十 略

（退職手当の財源に充てるための地方債についての関与の特例）

第三十三条の八 地方公共団体は、平成十八年度から令和七年度 までの間（次項において「特例期間」という。）に限り、退職手当の財源に充てるための地方債（当該地方債の借換えのために要する経費の財源に充てるために起こす地方債を含む。）を起こし、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、第五条の三第一項及び第六項並びに第五条の四第一項及び第三項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、軽微な場合その他の総務省令で定める場合は、この限りでない。

2 5 略

第三十三条の八 地方公共団体は、平成十八年度から平成三十七年度までの間（次項において「特例期間」という。）に限り、退職手当の財源に充てるための地方債（当該地方債の借換えのために要する経費の財源に充てるために起こす地方債を含む。）を起こし、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、第五条の三第一項及び第六項並びに第五条の四第一項及び第三項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、軽微な場合その他の総務省令で定める場合は、この限りでない。

2 前項の許可を受けようとする地方公共団体は、当該年度以後特例期間内における各年度に支給すべき退職手当の合計額の見込額、職員の数の現況及び将来の見通し、給与の適正化に関する事項その他の総務省令で定める事項を定めた計画を作成し、これを同項に規定する許可の申請書に添えて提出しなければならない。

3 第五条の三第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、第一項に規定する許可を得た地方債について、同条第八項の規定は、第一項に規定する許可を得た地方債に係る元利償還に要する経費について、それぞれ準用する。

4 総務大臣は、第一項の総務大臣の許可については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

5 第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務（都道府県の行う許可に係るものに限る。）は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(地方債の許可の基準等の特例)

第三十三条の八の二 略

2 平成二十九年度から令和七年度 までにおける第五条の三第三項及び第十項の規定の適用については、同条第三項中「第五項まで若しくは」とあるのは「第五項まで若しくは第三十三条の八第一項若しくは」と、同条第十項中「第五項まで」とあるのは「第五項まで並びに第三十三条の八第一項」とする。

(地方債の許可の基準等の特例)

第三十三条の八の二 平成二十八年度における第五条の三第三項及び第十項の規定の適用については、同条第三項中「第五項まで若しくは」とあるのは「第五項まで、第三十三条の五の七第二項若しくは第三十三条の八第一項若しくは」と、同条第十項中「第五項まで」とあるのは「第五項まで、第三十三条の五の七第二項並びに第三十三条の八第一項」とする。

2 平成二十九年度から平成三十七年度までにおける第五条の三第三項及び第十項の規定の適用については、同条第三項中「第五項まで若しくは」とあるのは「第五項まで若しくは第三十三条の八第一項若しくは」と、同条第十項中「第五項まで」とあるのは「第五項まで並びに第三十三条の八第一項」とする。

改 正 案	現 行
（地方特例交付金の交付） 第二条 略 2 地方特例交付金の種類は、個人住民税減収補填特例交付金（個人の道府県民税の所得割及び個人の市町村民税の所得割の住宅借入金等特別税額控除による減収額を埋めるために当分の間の措置として交付する交付金をいう。以下同じ。）、自動車税減収補填特例交付金（自動車税の環境性能割の自動車税税率特例等による減収額を埋めるために令和元年度及び令和二年度において交付する交付金をいう。以下同じ。）及び軽自動車税減収補填特例交付金（軽自動車税の環境性能割の軽自動車税税率特例等による減収額を埋めるために令和元年度及び令和二年度において交付する交付金をいう。以下同じ。）とする。 3 毎年度分として交付すべき地方特例交付金の総額は、当該年度における次条第一項に規定する個人住民税減収補填特例交付金総額（令和元年度及び令和二年度の各年度にあつては、当該個人住民税減収補填特例交付金総額に当該年度における第三条の二第一項に規定する自動車税減収補填特例交付金総額及び当該年度における第三条の三第一項に規定する軽自動車税減収補填特例交付金総額を加算した額）とする。	（地方特例交付金の交付） 第二条 地方特例交付金は、都道府県及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対して交付するものとする。 2 地方特例交付金の種類は、個人住民税減収補填特例交付金（個人の道府県民税の所得割及び個人の市町村民税の所得割の住宅借入金等特別税額控除による減収額を埋めるために当分の間の措置として交付する交付金をいう。以下同じ。）、自動車税減収補填特例交付金（自動車税の環境性能割の自動車税税率特例等による減収額を埋めるために平成三十一年度及び平成三十二年度において交付する交付金をいう。以下同じ。）及び軽自動車税減収補填特例交付金（軽自動車税の環境性能割の軽自動車税税率特例等による減収額を埋めるために平成三十一年度及び平成三十二年度において交付する交付金をいう。以下同じ。）とする。 3 毎年度分として交付すべき地方特例交付金の総額は、当該年度における次条第一項に規定する個人住民税減収補填特例交付金総額（平成三十一年度及び平成三十二年度の各年度にあつては、当該個人住民税減収補填特例交付金総額に当該年度における第三条の二第一項に規定する自動車税減収補填特例交付金総額及び当該年度における第三条の三第一項に規定する軽自動車税減収補填特例交付金総額を加算した額）とする。

4 毎年度分として各都道府県又は各市町村に対して交付すべき地方特例交付金の額は、当該年度において次条第二項の規定により交付すべき個人住民税減収補填特例交付金の額（令和元年度及び令和二年度の各年度にあつては、当該額に当該年度において第三条の二第二項又は第三項の規定により交付すべき自動車税減収補填特例交付金の額及び当該年度において第三条の三第二項の規定により交付すべき軽自動車税減収補填特例交付金の額を加算した額）とする。

（自動車税減収補填特例交付金の額）

第三条の二 令和元年度及び令和二年度の各年度分として交付すべき自動車税減収補填特例交付金の総額は、各都道府県における当該年度の自動車税の環境性能割の自動車税税率特例等による減収見込額の合計額に相当する額として予算で定める額（以下「自動車税減収補填特例交付金総額」という。）とする。

2 令和元年度及び令和二年度の各年度分として各都道府県に対して交付すべき自動車税減収補填特例交付金の額は、自動車税減収補填特例交付金総額を、総務省令で定めるところにより、各都道府県の自動車税減収見込額（自動車税税率特例等による当該年度分の自動車税の環境性能割の収入の減少の見込額として総務省令で定めるところにより算定した額をいう。）により按分した額（次項各号において「各都道府県按分額」という。）から同項の規定により算定した当該都道府県の区域内の各市町村に対して交付すべき自動車税減収補填特例交付金の額の合計額を控除した額とする。

3 令和元年度及び令和二年度の

の各年度分として各市町村に対して

4 毎年度分として各都道府県又は各市町村に対して交付すべき地方特例交付金の額は、当該年度において次条第二項の規定により交付すべき個人住民税減収補填特例交付金の額（平成三十一年度及び平成三十二年の各年度にあつては、当該額に当該年度において第三条の二第二項又は第三項の規定により交付すべき自動車税減収補填特例交付金の額及び当該年度において第三条の三第二項の規定により交付すべき軽自動車税減収補填特例交付金の額を加算した額）とする。

（自動車税減収補填特例交付金の額）

第三条の二 平成三十一年度及び平成三十二年の各年度分として交付すべき自動車税減収補填特例交付金の総額は、各都道府県における当該年度の自動車税の環境性能割の自動車税税率特例等による減収見込額の合計額に相当する額として予算で定める額（以下「自動車税減収補填特例交付金総額」という。）とする。

2 平成三十一年度及び平成三十二年の各年度分として各都道府県に対して交付すべき自動車税減収補填特例交付金の額は、自動車税減収補填特例交付金総額を、総務省令で定めるところにより、各都道府県の自動車税減収見込額（自動車税税率特例等による当該年度分の自動車税の環境性能割の収入の減少の見込額として総務省令で定めるところにより算定した額をいう。）により按分した額（次項各号において「各都道府県按分額」という。）から同項の規定により算定した当該都道府県の区域内の各市町村に対して交付すべき自動車税減収補填特例交付金の額の合計額を控除した額とする。

3 平成三十一年度及び平成三十二年の各年度分として各市町村に対して

交付すべき自動車税減収補填特例交付金の額は、当該市町村に係る第一号に掲げる額（指定市（道路法（昭和二十七年法律第八十号）第七条第三項に規定する指定市をいう。以下この項において同じ。）にあつては、当該額に当該指定市に係る第二号に掲げる額を加算した額）とする。

一・二 略

（軽自動車税減収補填特例交付金の額）

第三条の三 令和元年度及び令和二年度の各年度分として交付すべき軽自動車税減収補填特例交付金の総額は、各市町村における当該年度の軽自動車税の環境性能割の軽自動車税税率特例等による減収見込額の合計額に相当する額として予算で定める額（以下「軽自動車税減収補填特例交付金総額」という。）とする。

2 令和元年度及び令和二年度の各年度分として各市町村に対して

交付すべき自動車税減収補填特例交付金の額は、当該市町村に係る第一号に掲げる額（指定市（道路法（昭和二十七年法律第八十号）第七条第三項に規定する指定市をいう。以下この項において同じ。）にあつては、当該額に当該指定市に係る第二号に掲げる額を加算した額）とする。

一 当該市町村を包括する都道府県に係る各都道府県按分額に地方税法第百七十七条の六第一項に規定する政令で定める率を乗じて得た額の百分の四十七に相当する額を、総務省令で定めるところにより、当該都道府県内の各市町村が管理する市町村道の延長及び面積（同項に規定する市町村道の延長及び面積をいう。）により按分した額

二 当該指定市を包括する都道府県に係る各都道府県按分額に地方税法第百七十七条の六第二項に規定する政令で定める率を乗じて得た額の百分の三十五に相当する額に、総務省令で定めるところにより、当該都道府県の区域内に存する一般国道等の延長及び面積（同項に規定する一般国道等の延長及び面積をいう。以下この号において同じ。）のうちに占める当該指定市の区域内に存する一般国道等の延長及び面積の割合を乗じて得た額

（軽自動車税減収補填特例交付金の額）

第三条の三 平成三十一年度及び平成三十二年度の各年度分として交付すべき軽自動車税減収補填特例交付金の総額は、各市町村における当該年度の軽自動車税の環境性能割の軽自動車税税率特例等による減収見込額の合計額に相当する額として予算で定める額（以下「軽自動車税減収補填特例交付金総額」という。）とする。

2 平成三十一年度及び平成三十二年度の各年度分として各市町村に対して

交付すべき軽自動車税減収補填特例交付金の額は、軽自動車税減収補填特例交付金総額を、総務省令で定めるところにより、各市町村の軽自動車税減収見込額（軽自動車税税率特例等による当該年度分の軽自動車税の環境性能割の収入の減少の見込額として総務省令で定めるところにより算定した額をいう。）により按分した額とする。

（地方特例交付金の交付時期）

第五条 略

交付すべき軽自動車税減収補填特例交付金の額は、軽自動車税減収補填特例交付金総額を、総務省令で定めるところにより、各市町村の軽自動車税減収見込額（軽自動車税税率特例等による当該年度分の軽自動車税の環境性能割の収入の減少の見込額として総務省令で定めるところにより算定した額をいう。）により按分した額とする。

（地方特例交付金の交付時期）

第五条 地方特例交付金は、毎年度、次の表の上欄に掲げる時期に、それぞれ同表の下欄に定める額を交付する。ただし、四月において交付すべき地方特例交付金については、当該年度において交付すべき地方特例交付金の額が前年度の地方特例交付金の額に比して著しく減少することとなると認められる地方公共団体又は当該年度において地方特例交付金の交付を受けないこととなると認められる地方公共団体に対しては、同表の下欄に定める額の全部又は一部を交付しないことができる。

交付時期	四月	九月
交付時期ごとに交付すべき額	前年度の当該地方公共団体に対する個人住民税減収補填特例交付金の額に当該年度の個人住民税減収補填特例交付金総額の前年度の個人住民税減収補填特例交付金総額に対する割合を乗じて得た額の二分の一に相当する額	当該年度において交付すべき当該地方公共団体に対する額

る地方特例交付金の額から既に交付した地方特例交付金の額を控除した額

2 令和元年度 における前項の規定の適用については、同項の表四月の項中「個人住民税減収補填特例交付金の額」とあるのは「地方特例交付金の額」と、「前年度の個人住民税減収補填特例交付金総額」とあるのは「前年度の地方特例交付金の総額」とし、令和二年度 における前項の規定の適用については、同項の表四月の項中「得た額」とあるのは、「得た額に、都道府県にあつては、前年度の当該都道府県に対する自動車税減収補填特例交付金の額に当該年度の自動車税減収補填特例交付金総額の前年度の自動車税減収補填特例交付金総額に対する割合を乗じて得た額を、市町村にあつては、前年度の当該市町村に対する自動車税減収補填特例交付金の額に当該年度の自動車税減収補填特例交付金総額の前年度の自動車税減収補填特例交付金総額の当該市町村に対する軽自動車税減収補填特例交付金の額に当該年度の軽自動車税減収補填特例交付金総額の前年度の軽自動車税減収補填特例交付金総額に対する割合を乗じて得た額及び前年度の当該市町村に対する軽自動車税減収補填特例交付金の額に当該年度の軽自動車税減収補填特例交付金総額の前年度の軽自動車税減収補填特例交付金総額に対する割合を乗じて得た額の合算額を、それぞれ加算した額」とする。

3 5 略

2 平成三十一年度における前項の規定の適用については、同項の表四月の項中「個人住民税減収補填特例交付金の額」とあるのは「地方特例交付金の額」と、「前年度の個人住民税減収補填特例交付金総額」とあるのは「前年度の地方特例交付金の総額」とし、平成三十二年度における前項の規定の適用については、同項の表四月の項中「得た額」とあるのは、「得た額に、都道府県にあつては、前年度の当該都道府県に対する自動車税減収補填特例交付金の額に当該年度の自動車税減収補填特例交付金総額の前年度の自動車税減収補填特例交付金総額に対する割合を乗じて得た額を、市町村にあつては、前年度の当該市町村に対する自動車税減収補填特例交付金の額に当該年度の自動車税減収補填特例交付金総額の前年度の自動車税減収補填特例交付金総額の当該市町村に対する軽自動車税減収補填特例交付金の額に当該年度の軽自動車税減収補填特例交付金総額の前年度の軽自動車税減収補填特例交付金総額に対する割合を乗じて得た額の合算額を、それぞれ加算した額」とする。

3 当該年度の国の予算の成立しないことその他の事由により、前二項の規定により難い場合における地方特例交付金の交付時期及び交付時期ごとに交付すべき額については、国の暫定予算の額及びその成立の状況、前年度の地方特例交付金の額等を参酌して、総務省令で定めるところにより、特例を設けることができる。

4 地方公共団体が前三項の規定により各交付時期に交付を受けた地方特例

(地方特例交付金の額の算定に用いる資料の提出等)

第七条 略

(交付すべき額の算定に錯誤があつた場合の措置)

第七条の二 総務大臣は、地方特例交付金を各都道府県及び各市町村に交付した後において、その交付した額の算定に錯誤があつたため、交付した額を増加し、又は減少する必要があるときは、総務省令で定めるところにより、当該増加し、又は減少すべき額を、錯誤があつたことを発見した日以後初めて第四条第一項の規定により決定し、又は変更する額に加算し、又はこれから減額した額をもって各都道府県及び各市町村に交付すべき額とするものとする。

交付金の額が当該年度分として交付を受けるべき地方特例交付金の額を超える場合には、当該地方公共団体は、その超過額を遅滞なく、国に還付しなければならない。

5 第一項及び第二項の場合において、四月一日以前一年内及び四月二日から当該年度の地方特例交付金の四月に交付すべき額が交付されるまでの間に地方公共団体の廃置分合又は境界変更があつた場合における前年度の関係地方公共団体の地方特例交付金の額の算定方法は、総務省令で定める。

(地方特例交付金の額の算定に用いる資料の提出等)

第七条 略